# 第29回世界大会

# 国際公務労連

南アフリカ・ダーバン

2012 年 11 月 27 日－30 日

## 加盟組合の決議

## および緊急決議

以下に続く:

— **2013** 年の世界執行委員会に付託された決議
— 大会前に却下された決議
— 大会で却下された決議
— 大会で採択されなかった決議

***

Public Services International
Internationale des Services Publics
Internacional de Servicios Públicos
Internationale der Öffentlichen Dienste
Internationell Facklig Organisation för Offentliga Tjänster
国際公務労連

# 第 3 号決議から第 49 号決議
## 目次


第 3 号決議) 公共サービスの充実で災害に強い社会づくり 5
第 4 号決議) 国際公務労連は、すべての人々が高等教育を利用できることを支持する 6
第 5 号決議) 「公益―公共の福祉」の枠組み 8
第 6 号決議) 職場における保障 10
第 7 号決議) ヘルスケアのユニバーサルアクセス 13
第 8 号決議) ヘルスケアの提供における基準と質の要求 14
第 9 号決議) 保健部門 16
第 10 号決議) 集団的な患者のアドボカシーを通じた看護師・患者比率の確立 17
第 11 号決議) 公共サービスに十分な資金を調達するための税制の是正 19
第 12 号決議) 質の高い公共サービスに資金を提供する公正な税制を支持するための労働者・市民の教育および・動員 20
第 13 号決議) 税制 22
第 14 号決議）緊縮財政への世界的反撃 23
第 15 号決議) グァテマラにおける刑事免責への抗議 25
第 16 号決議) メキシコにおける労働改革への反対 26
第 17 号決議) ディーセントワークの擁護と質の高い公共サービスの確保 27
第 18 号決議) ドイツテレコムでの世界的権利擁護キャンペーンの支援 28
第 19 号決議) 労働権の擁護と保護 30
第 20 号決議案) ガイアナ政府による労働組合権の侵害 31
第 21 号決議) 公共サービス 32
第 22 号決議) 貿易 33
第 23 号決議) 危機に対する代替政策 34
第 24 号決議) 緊縮財政と民営化 36
第 25 号決議) 公共部門における労働仲介業者・雇用代理業者 37
第 26 号決議案) 中米との国際労働組合連帯 38
第 29 号決議) 公共サービスと社会的保護の床で公益を確保 39
第 30 号決議) 年金：集団的社会保護制度を維持、統合、改善するための行動 40
第 31 号決議) メキシコにおける女性殺害反対、中米とドミニカ共和国 41
第 32 号決議) COP17 その後：グリーン雇用および政策を求めるキャンペーン 42
第 33 号決議) 教育支援ワーカー 43
第 34 号決議) PSI 部門ネットワーク 44
第 35 号決議) 移民プロジェクト 45
第 36 号決議) 移住と差別 46
第 37 号決議) 倫理的な国際的求人 48

第 39 号決議) スワジランド ____ 49
第 42 号決議) パレスチナの連帯：不買・脱資・制裁（BDS）キャンペーンの支持 ____ 50
第 44 号決議)マルビナス諸島 ____ 51
第 45 号決議)パナマにおけるノベブグレ先住民の戦い ____ 52
第 47 号決議) 世界的な労働組合の団結____ 53
第 49 号決議案: パレスチナと中東____ 54
*緊急決議*____ *56*
日本における公務員労働者の労働基本権の緊急決議____ 56
マリに関する緊急決議____ 57
コンゴ民主共和国に関する緊急決議____ 58
チュニジアに関する緊急決議____ 59
ウガンダに関する緊急決議____ 60
2013-2017 年度の PSI 加盟費の緊急決議：より効果的でより持続可能な PSI に向けて __ 61
第 28 号決議案) PSI と国際連帯の強化____ 62
第 46 号決議案) 国際公務労連における G・カンダサミー国際労働組合賞の授与と慣行化63
*大会前に却下された決議案*____ *64*
第 27 号決議案）組合開発と世界連帯____ 64
第 38 号決議案) 世界枠組み協定____ 64
*大会で取り下げられた決議案*____ *64*
第 40 号決議案) パレスチナと中東 (取り下げて、統合決議案第 49 号に代える)____ 64
第 41 号決議案) パレスチナ (取り下げて、統合決議案第 49 号に代える)____ 64
第 43 号決議案) パレスチナ (取り下げて、統合決議案第 49 号に代える)____ 64
*大会で採択されなかった決議案*____ *64*
第 48 号決議案) 年間加盟組合費____ 64

2013 年 1 月 30 日に文書完成

# 第3号決議) 公共サービスの充実で災害に強い社会づくり

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分、マグニチュード 9 の大地震が東日本一帯を襲い、それが引き起こした津波と原子力発電所の崩壊が、日本と周辺国の国民を恐怖に陥れたことを**想起し**、

地震と津波はあらゆるものを破壊し、流失させ、多くの犠牲者をもたらしたが、原子力発電所の崩壊による被害は、発電所周辺はもとより非常に広範な地域に拡大し、被害の内容も海洋汚染を含む放射能被曝・汚染にとどまらず、風評被害、コミュニティー崩壊、メンタルヘルス問題、経済・雇用問題等々多岐にわたっていることを**認識し**、

PSI アジア太平洋地域の仲間が 2011 年 10 月の APRECON で採択し、2011 年 11 月の EB で確認された決議に示されたように、

災害はその影響が経済・社会の多面的な要素を含んでおり、ほとんどの場合、自然災害であると同時に人災でもあること、そして、公共サービスは、防災、救急支援、復旧、復興のいずれの段階でも重要な役割を担っており、そのような業務に携わる公共サービス労働者にかかる負担は、肉体的にも精神的にも計り知れないほど大きなものであること、そして行きすぎた公共サービスの削減と民営化がそれに拍車をかけたことに**留意しつつ**、

以下の迅速な取り組みが緊急に必要なことを**認識し**、

i. 国連の災害救援システムの強化と必要な資金調達システムづくり
ii. 原子力と化石燃料に頼らない再生可能な自然エネルギーシステムづくり
iii. 環境保護における協調をさらに高めるために成功事例を国際的に推奨する
iv. 「災害と公共サービス」をグローバルユニオン QPS キャンペーンの柱の一つに位置付ける
v. 救急労働者（Emergency Workers）の組織化と労働組合権確立
vi. エネルギー政策を考える PSI の国際会議の開催
vii. 災害難民対策の強化・充実

公共サービスに従事する全世界の PSI 加盟組合のメンバーが、安心で安全な社会づくりをめざして、共に行動することを**呼びかける**。

PSI 執行委員会に対して、特に上記で求められた目標を達成するための適切な戦略を検討・策定する委員会を EB の指揮下に緊急に任命することを**命じる。**

# 第4号決議) 国際公務労連は、すべての人々が高等教育を利用できることを支持する

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

国際公務労連（PSI）のアルゼチン加盟組合であるブエノスアイレス大学職員連盟（APUBA)が、PSI を国際労働組合の代表として認識する米州大学労働者連合（CONTUA）を代表して行ったプレゼンテーションに**留意し、**

**さらに下記に留意する。**
労働者階級の前進に与する目的のもと、社会的平等を築くツールとして公共サービスを擁護するにあたり、国際公務労連が世界的に労働者ベースのアプローチをとっている。

CONTUA は、米州において公立大学の技術および事務職員をまとめる労働組合であり、国際公務労連を国際労働組合の代表として認識している。

多くの主要国政府が経済危機に乗じて、労働者階級が質の高い公立教育を利用できなくする退行的なネオリベラル政策を導入したが、この悪影響により、世界中で高等教育が脅威にさらされている。

2009 年にパリで開かれた高等教育に関する UNESCO 世界総会（WCHE）では、各主要国政府が唱道したネオリベラル的立場を通じて、知識を生み出し広める場所の収用がきわめて重要であること、よって政府が国の高等教育制度に確固たる影響を与えようと攻撃的な姿勢でいることが明らかになった。

WCHE では、労働組合代表団がイデオロギーの議論に深く関与し、教育と知識の公共および民間的な性質を確かめることに具体的な焦点を当てて議論した。会議の最終宣言で、教育と知識を公益と言明する重要性と有効性が支持されるには、労働組合による満場一致の立場が欠かせない。前向きな最終成果が得られても、パリ会議で浮き彫りになったように、逆の立場が憂慮すべき増強を見せている事実をあいまいにするべきではない。

**よって、国際公務労連世界大会は、:**

**1**: 国際公務労連の基盤であるイデオロギー原則では、高等教育は国内に存在する不平等を徐々に解消するために、社会変革を模索するものでなければならないという立場を支持することを宣言する。WCHE 最終宣言で「公益」として理解された高等教育は、自由で公的資金のもとで運用され、利用機会の平等が保証されるべきという立場を伴い、またそれによって補完されなければならない。また、万人にとって優れた教育でなければならない一方、多様性を尊重し、知識が社会を基盤として生み出され、発展していく枠組みのもとで、民主主義に深く根ざした参加型のものでなければならない。

**2**: 国の高等教育は制限なく保護されるべきであることを宣言する。このため、国際公務労連は、高等教育に「市場」の基準を課すいかなる直接的または秘密の試みを拒絶することを宣言する。そうした基準は常に部分的資金調達の戦略とガバナンスの形態、認定制度、機関の国際化を実質的な基盤としているためである。

**3:** 公共サービス労働者は、人権を何よりも先に保護し、無料、総体的かつ国営、倫理的基盤のもとで管理された人道的、民主的、包括的かつ労働者階級にとって利便性の高い大学教育を求めることを宣言する。また、教育、とくに高等教育の民営化一般に対する反対の立場を再確認する。

**4**: CONTUA が実施した取り組みを**歓迎・祝福**し、支援と協力の提供を行うわれわれのコミットメントを再確認する。

# 第5号決議) 「公益―公共の福祉」の枠組み

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

所得不平等の拡大を、今日世界で多くの国が直面する最大の課題であると**認識し、**

大部分の国で、最富裕層と最貧層の所得格差が過去 30 年で劇的に増大し、それが国家経済の不安定性を高め、国家の社会機構に害をもたらし、市民の生活水準を低下させてきたことを**懸念し、**

拡大する世界的な所得不平等は、4 つの世界現象によってさらに悪化してきたことを**断言する。**

- 多くの国で税の公平性がますます失われ、結果として、企業と富裕層のための減税による財政支出が拡大し、公共サービスに対する支出が減少した。
- 世界各地での公共サービス・プログラムに対する終わりなき攻撃が、世界の弱者をますます自力で生活せざるをえない状況に追いやっている。
- 企業の権利に与するために労働権が容赦ない攻撃を受け、それにより、大部分の国では組合密度が低下し、労働組合は働く人々の所得の平等拡大を達成する能力をそがれた。
- 規制緩和、自由貿易、民営化、企業減税のための財政支出といった不干渉主義を支持するために、対策として雇用創出を約束することもなく、積極的な産業戦略が廃止された。

公益のための国の公共の福祉の表明として、公共サービスの価値を**理解する。**

政府が提供する公共サービスに、公平性に基づく進歩的な税制を通じて十分な資金を拠出しなければならないことを**再確認する。**

組合組織率が高ければ所得の平等も拡大することを明確に示す ILO や世銀ほか国際組織の経験的証拠が増えていることに**留意する**。

持続可能な経済成長、グリーン技術、公正な富の分配、社会正義に基づく混合経済を奨励する国による産業戦略の展開を**支援する**。

国際公務労連（PSI）に対し、以下に焦点を当てた*「公益―公共の福祉」の枠組み*の採択を**呼びかける。**

- 全市民のニーズを満たし、平等性と一体性を高める質の高い公共サービス
- 富の分配に対する進歩的なアプローチに基づく公正な税制
- 持続可能な経済成長、グリーン技術、公正な富の分配、社会正義に基づく混合経済を奨励する産業戦略
- 労働権は人権であり、より高い水準の経済的平等性と社会的権利を全市民に達成する重要な手段であることを認識すること

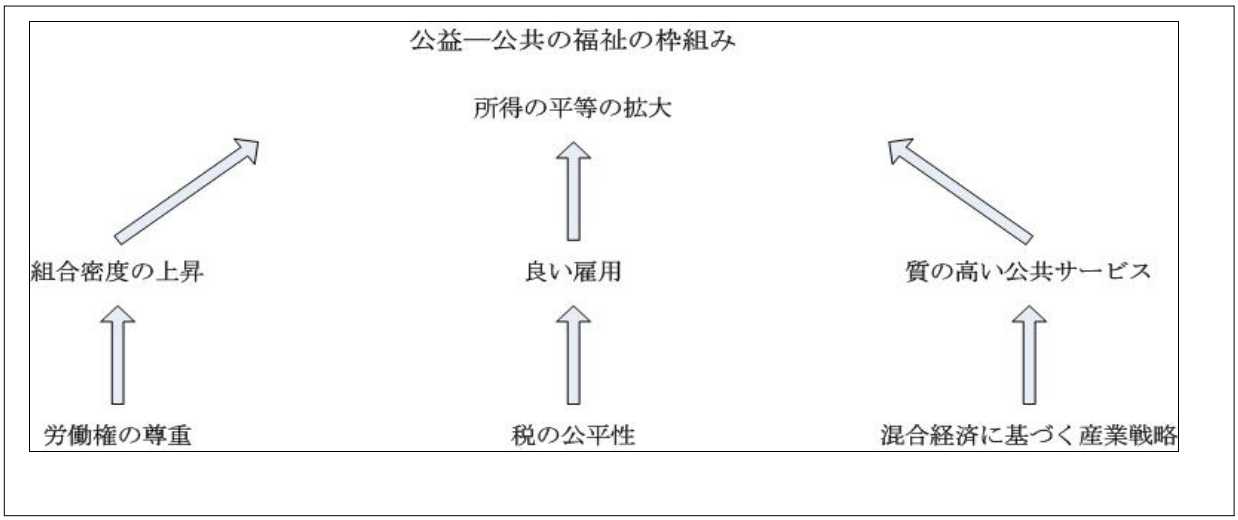


世界各国における所得不平等を是正する賢明な経済政策アプローチとして、この枠組みを推進することを PSI に**求める。**

さらに、この枠組みを「質の高い公共サービス ― 今こそアクション！」ならびに、国家政府と国際機関との対応の中で推進することを PSI に**求める。**

# 第6号決議) 職場における保障

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**われわれは以下に留意する。**
良い条件、安全な職場環境、疾病、育児休業、失業に対する安定した社会保障制度、良い年金条件を備えた安定した雇用は、日々の生活に安心をもたらす。

**さらに以下に留意する。**
メンバーの安心は、確かな団体協約と労働組合、および ILO 条約、国の社会・保健・労働市場、教育方針に依存する。安心と雇用には明確な関係がある。

活力に満ちた労働市場には、職の保証が必要である。それは、メンバーに持続可能な成長と高い生産性、より良い条件を実現する、政治意識に基づいた積極的な社会開発措置である。教育・研究に投資し、技術革新と社会福祉の発展を支持する活発な労働市場と社会政策、構造・産業政策は、職の保証と活力に満ちた労働市場の創出に貢献する。

労働生活におけるメンバーの権利は、労働法、団体協約、平等のパートナーシップに部分的に基づいている。構造的な転換を求める社会の要求と、急速な適応を求める使用者の要求を満たすには、安定した条件と教育、社会的権利と労働組合権が必要である。われわれは、労働組合組織として、適応における安心を創出する義務を使用者と共に負っている。

国の法律と規制および国際法と規制は、メンバーに保障を与え、労働組合に確固たる影響力を与えることを目的としなければならない。

PSI の加盟組織は、団体協約と法律が互いに補完し合うようにし、産業と各国の状況に順応したより良い条件を確保するために取り組まなければならない。労働法と団体協約は、両者に拘束力を発揮し、さまざまな状況でメンバーを保護しなければならない。当事者間の相互の信頼が、協力の基盤を生み、メンバーの状況改善につながる。また使用者には長期的な視点と、安定性、融通性が得られる。

団体協約は、事業に変化や縮小があった場合に、使用者と労働者でリスクを分配するためのものである。協約は、労働生活や私生活に変化があった場合に、個々のメンバーを保護するためのものである。研修やスキル開発を通じて、高い雇用適正の可能性を生み出すためのものである。協約はまた、育児休暇の補償を推進し、メンバーが仕事と育児を両立できる環境をつくるためのものでもある。

**さらに以下に留意する。**
公的資金によるサービスの提供者は、適度な労働量と、良き管理、嫌がらせや差別のない労働環境を備えた安心安全な職場を特徴とした、良い労働環境を享受する資格がある。誰も職場で心身の病を被ってはならない。

**さらに以下に留意する。**
世界危機と経済の不確実性を口実に、使用者は労働者に安定した雇用を約束しようとしなかった。確固たる経済開発には、継続的な成長のための不安定な雇用が必要であるとした国もある。世界の大部分では、不安定な有期雇用に就くのは男性よりも女性のほうが圧倒的に多い。雇用形態になると、男女の労働条件の格差は明らかである。

月、日、時間、季節を限った有期雇用は、正社員の権利や条件のように安定はしていない。不安定な雇用は、結果的に差別や悪い労働環境、搾取から守られることが少ない若者、女性、移民労働者の間でとくに多い。

**さらに以下に留意する。**
危機においてその力量を最も試されるのが、公共部門と福祉社会である。税収が落ち込んだときに公的福祉水準を下げ、大量解雇と削減で危機に対応し、教育、保健、社会サービスが常に必要とされているときに、何十万もの人々を失業に追い込むのは、成長を導く政策ではない。業務において、効率の向上と改善を定期的に実施することが重要である。だが、危機においては大きく強い公共部門の維持がより一層重要になる。このことは、訓練のイニシアチブ、労働市場の措置、安定した産業政策を通じてなされなければならない。危機の影響を少なくするのも理由の一部だが、危機後のより急速な回復が目的でもある。

経済・社会保障は、公衆衛生にとって最も基本的な前提条件の一つである。良い公衆衛生と、経済・社会保障、生活条件の平等、機会均等と正義で特徴づけられる社会は互いに関係がある。柔軟性があり、各国の状況とニーズに基づいた共通の社会保障制度を策定することが、これを達成するための必要条件である。

**さらに以下に留意する。**
世界では年金制度が赤字である国が多く、また、まったく年金制度を持たない国も多い。

年金制度は、ほぼすべての国で変更と強化を必要とする。近い将来、年金制度改革が中心的な課題となるだろう。労働組合運動の任務は、議論に積極的に参加し、政府と政策立案者が、市民にとって国政な解決策を策定するよう、できる限り約束していくことである。年金は長期的な義務である。年金をめぐって設置・調印された制度と団体協約は、持続可能で、今後何年も機能できるものでなければならない。

われわれに期待される責任を果たすためには、協力を築き、国境を越えたやりとりを展開していかなければならない。PSI は、年金受給権は、男女同等でなければならず、国民の将来的な経済保障が投機に基づくものであってはならないと考える。

**さらに以下に留意する。**
多くの国において、生活賃金を受ける権利は最低賃金とは異なる。世界の国の5分の1が、1日2ドルの貧困ラインを下回る生活を送っている。経済危機を受け、競争に応じるために賃金削減を求める声が上がった。

不安定な時代において、われわれは、労働者が低賃金と劣悪な条件を通じて競争しないことを約束する「労働組合の誓い」を思い出すことが重要である。低賃金で雇用創出や失業率低下は実現しないことは自明であるからだ。

対照的に、世界と地域の両方において、刺激策と、成長拡大を導く経済政策が必要である。

**PSIに以下を推進する。**
ジュネーブ憲章のもとで優先課題を策定し、取り組みを強化する。

**加盟組合に以下を推進する。**

1) ジュネーブ憲章のもとでPSIの取り組みに参加し、支援を提供し、国の状況に適応させること。

2) あらゆる場面で、そしてすべての民主的手段を用いて、汚職がなく国民の信頼を得た機能的な公共部門を備える包括的な社会に向けて取り組むこと。

3) 公共部門労働者の恒常的なスキル開発と、環境問題への意識向上、福祉一般を通じて失業と戦うための、意欲的な政策に参加すること。

4) 生活賃金を受ける権利は、最低賃金、またはフルタイム労働で最も低い賃金と同じであるとする問題について議論を結集すること。

5) 団体協約とアドボカシーを通じて、経済・社会保障、生活条件の平等、機会均等、正義を特徴とした社会、および良き公衆衛生に向けて取り組むこと。

6) 不安定な雇用形態の労働者と、正規雇用の労働者の連帯を高めるよう取り組むこと。

7) 不安定な雇用形態の労働者を組織できるよう規約を改訂すること。

8) 不安定な雇用形態の労働者を組織化するため、組織する側の訓練を奨励すること。

# 第7号決議) ヘルスケアのユニバーサルアクセス

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下の点に留意しつつ、:

a) 保健は基本的人権であり、全ての市民が利用できるものでなければならない。

b) 特に開発途上国では、国をまたいで病気の負担が増大している。

c) 保健は商品化され、最高値を付けた業者に売却され、貧困層を社会から疎外する

d) 保健は急速に民間企業の商品となり、したがって、その利便性は特権となり、基本的権利ではなくなった。

さらに以下に留意する。:

e) 医療を利用できなければ、悲惨な状況が生じ、社会の社会経済的状況も悪影響を受ける。

f) 開発途上国の継続的に荒廃したヘルスケアの状態は、特に生産の点で先進国にも影響を及ぼしている。

以下を確信する。:

a) 開発途上国におけるヘルスケアの状態は、とくに極端な人材不足と、しばしばインフラの不十分な整備によって悪化している。

b) 製薬と医薬品の費用は途上国にとって非常に高く、労働者階級がこれらを利用するのが困難になっている。

c) 途上国では医療従事者を訓練する資金が乏しく、慢性的な流行病を前に医療環境がさらに悪化する。

以下を決議する。:

a) 世界大会は、政治的・社会的・経済的地位にかかわりなく万人にヘルスケアのユニバーサルアクセスを唱道するキャンペーンを展開すべきである。

b) 国際的に、とくに開発途上国において、万人のためのヘルスケア推進に向けた支援のメカニズムを策定する。

c) 保健の非民営化を擁護するキャンペーンを策定する。

d) 保健に携わる人材の開発が主な優先課題であり、ヘルスワーカーの移住を抑えるべきである。

# 第8号決議) ヘルスケアの提供における基準と質の要求

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

ガイアナが ILO 第 149 号条約の批准国であることから、

ガイアナ政府は、ILO 第 149 号条約に従う義務を負い、またこの条約の下で、看護教育・訓練およびそのような教育と訓練の監督が、国家法や規制、あるいは、国家法や規制から権限を付与された関係当局、関係専門機関が敷いた規定に基づくよう保証する義務を負うことから、

看護教育・訓練は、保健分野に携わる他の労働者の教育・訓練と調整して行うべきであることから

さらに、国家法と規制で看護業務の条件を特定し、こうした条件を満たした人々だけに業務を限定するべきであることから、

さらに、看護業務の計画において看護要員の参加を奨励し、看護師にかかわる決定に関して看護師との協議を促すために、国の状況に適した方法で措置を講じるべきであると確認し、

また、雇用・労働条件の決定は、関係する使用者組織と労働者組織の交渉によって行うことが望ましいことを確認し、

雇用条件の決定に関して生じる紛争の解決は、当事者間の交渉か、または、当事者の信用を確保する方法で、和解、調停、任意仲裁など独立かつ公平な機構を通じて臨まなければならないことを確認し、

保健省が、質の高いヘルスケア業務が自国の医療関係者を通じて自国市民に提供されるよう保証する責任を有することから、したがって、訓練施設および、訓練が実施される条件には十分かつ適切な注意を払うべきであることから、

ガイアナ看護学校が、ここ何年もひどい条件で運営され、指導教員と看護師研修生が、以下のような不安定な環境で授業を強いられていることから:

- 500 名を超える生徒（男女両方）が、15 分の休憩と 1 時間の昼休みの間に、8 つの洗面所を共有しなければならない。
- 専門プログラムにあたるのは、わずか 4 人のフルタイム指導員で、その結果、教室では 100 名の研修生に指導員が 1 名しかつかない状況が生まれている。さらに指導員の中には、配慮と関心からこの尊い職業に尽くしている可能性が高い退職者も含まれている。
- スペースと収用設備が限られているため、学生は 12 グループに分かれて実習を行うが、指導員 1 名がこのグループの実習を受け持つため、3 グループの指導を終えるころには疲労が極まる。
- 教室の座席、換気、パーソナルスペースが不十分なため、100 名を超える生徒を収用できない。そのうえ、1 台の拡声装置と 1 台のスピーカーを使って話をするので、聞き取れない生徒も多い。

授業の規模が大きいため、試験の質は下がることに**留意する**。このように不完全な状況でも、生徒は、以前の試験に合格したかどうかを知らずに次の科目に進級してきた。

臨床エリア（病院の病棟と外来）は混雑し、効果的な意思疎通を阻み、教授・学習プロセスが難しいことに**留意する**。その結果、臨床エリアで必要な知識と経験を身に付けるために、

本来ならば 1 か月交代で担当することが義務付けられているところを 2 週間で済ませ、さらに全員が全診療科を担当できるわけではないため（とくに集中治療室、重症ケアユニット、耳鼻咽喉科、眼科、小児科）、看護研修生の適切な監督と評価ができなくなっていた。

こうした超過密で不快な状況にもかかわらず、保健省は新規研修生を追加する意向であることを**懸念する**（看護学校には 100 人の超過）。

**このため、**ガイアナ看護師連盟とガイアナ公務労組は、保健省に対し、この計画の中止を訴えている。

看護研修生 2 年生を対象とした中間国家試験では、受験者の不合格率が 80%に上った状況を**ふまえ**、

**さらに、**こうした展開を顧みず、保健省は、現況への不満と不快を表明した生徒と指導員への影響を無視して、さらにもう一塊の看護研修生を看護学校に入学させて、看護学校をさらに過密化させることになる計画を進めようとしていることに**注視し**、

この状況により、すでに有能な医療関係者の国外流出で弱体化したガイアナの医療が受ける危険かつ破壊的な影響に**留意する**。

全ての加盟組合に対し、看護師が理想的な環境で適切な看護訓練を受けられるよう、ガイアナ看護師連盟とガイアナ公務労組の取り組みを支援することを**訴える**。

ガイアナ政府が ILO 第 149 号条約の義務に従うにあたり、保健医療基準の順守を求める世界大会の懸念と願いをガイアナ政府に向けて表明し、この件について国際労働機関、世界保健機関、汎米保健機関の注意を促すよう書記長に**命じる。**

# 第9号決議) 保健部門

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下を留意する**：
保健部門は、南米南部を含め、国際公務労連（PSI）の中でも最大規模の存在感と加盟組合数を誇るグループであり、我が国の加盟組合も、質の高い公的保健サービスを推進し、ヘルスケアの民間移譲を進める公共政策を拒否する重要な行動プログラムを実施してきた。

したがって、PSI 大会で以下を**決議する。**

1. 国際公務労連は、ラテンアメリカおよび全世界の政府が保健サービスの外部委託、利権契約、民営化などのさまざまな形態を通じて推進する保健部門の民営化計画と今後も戦っていく。

2. 国際国務労連は、公共保健を守り、全市民のための質の高い公的保健サービスを保証する行動をとるため、社会活動家の組織、学生団体、公的健康保健制度の利用者と同盟を構築する。

3. 国際公務労連は、利用者からの相次ぐ暴力と、ヘルスワーカーに対する軍事攻撃という背景において、ヘルスワーカーのための職場の労働安全衛生を保証する世界政策を引き続き展開していく。

4. 保健作業部会の取り組みの**強化と継続**を図り、年次会議に最低 4 日間を設けるなど、これまで以上に時間をかけられるよう財源を配分する。

# 第10号決議) 集団的な患者のアドボカシーを通じた看護師・患者比率の確立

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する：
国の医療制度に対して、予算を削減し、「少ない予算で多くを成し遂げる」圧力が高まっているが、公認看護師はこれに、臨床的な成果を高め、院内感染を減らし、経験豊かな労働者の維持に世界的に取り組む形で対応した。こうした取り組みの主要素が、看護師 1 人に対する患者の最低比率を確立する試みである。

アメリカのカリフォルニア州における事例では、看護師・患者比率が生命を救っている。2010 年に看護師・患者比率の主要な研究を著したペンシルバニア大学のリンダ・エイケンは、カリフォルニア州の事例は他の地域にも当てはまるとした。とくに、2005 年と 2006 年に患者 110 万人を対象として行ったこの調査では、カリフォルニア州で義務付けられた看護師・患者比率により、ニュージャージー州とペンシルバニア州では、2 年間で 468 人の患者の命が救われたことが判明した。

調査を指揮したペンシルバニア大学ヘルスアウトカム・政策研究センター長のリンダ・エイケンは、看護師の配置を改善すれば、「年間数千人」の命が救える可能性があるとした。

この研究その他のレビューおよび、オーストラリア、ニューサウスウェールズなど、この比率で勤務した公認看護師の実際の経験に基づき、以下のことが示された。

- 比率で労働条件が改善された結果、公認看護師が病院に留まるようになっている。
- 法律で比率が定められた結果、カリフォルニア州では看護師不足が生じていない。
- 比率は、1 年目に病院勤務をやめる新卒の 15～30%が病院に留まることを確かめた。
- 正看護師の立場から見て、ケアに与える効果は非常に高かった。
- 引き留め率が高まったため、離職も減り、労働力はより安定し、患者のケアが改善した。比率は病院側の節約にもつながった。

こうした比率を実現するには、集団的な患者のアドボカシーが必要になる。われわれは、集団的な患者のアドボカシーが公衆衛生と専門的看護ケア基準の完全性に対して持つ重要性を認識する。特に、民営化計画を通じた衰退、再編、劣化、規制緩和、廃止との戦いにおいてこれを認識する。さらに、患者と医療消費者の利益に反して利益と余剰収入を生む目的のもと、ヘルスケアの利便性と、利用、質の支配を試みる大規模ヘルスケア企業、病院チェーン、製薬会社ほか、有力な経済機関と利害関係者が役割を拡大している中、この重要性を認識する。

全ての臨床環境で安全な人材配置を実施することは、医療の安心を基本的人権とする試みの一環をなす。これは、均一なケア基準にそってすべての個人に平等にヘルスケアを提供し、商業、経済、金融の利害や民間または公的機関、企業、団体、個人の利害を理由に干渉または否定されることがない人間らしいヘルスケアの保証と資格を万人に与えることである。

看護師・患者比率は、公的資金によるユニバーサルヘルスケア制度の維持と、全ての人のための一律の看護基準の実施に役立つ。

公認看護師は、患者のためだけに自由で独立したケアを決定・提供できるよう、自らの労働・業務条件を十分に管理することができなければならない。これは十分な臨床判断を可能にする人材配置水準が整ってこそ実現する。

そうした比率の確立は、公共政策を通じて、また団体交渉を通じて達成することができる。これは、公認看護師が、患者のためだけにケアを提供するうえで必要な自らの労働条件に影響力を行使し、有意義な管理力を発揮するうえで、最も進歩的かつ民主的な手段であり、現段階で最も有効な手段といえる。

教育と行動主義は、患者のアドボカシーというわれわれの任務遂行に不可欠である。政治・経済的教育は、われわれの社会の企業支配の解決策を見出す力となり、行動主義はこうした解決策を実行に移す手段である。

患者と公衆衛生の保護を目的に労働・業務条件を管理する取り組みにおいて、われわれが挑む世界の経済的利害関係者が力を増していることから、われわれはヘルスケア業界はじめすべての業界において同じ考えを共有する組織及び個人の支援者を模索していかなければならない。企業勢力に立ち向かう戦いにおいて、連帯は世界の力の源であり、われわれは、人種、肌、国籍、性別、性的指向、年齢、宗教、政治理念など内部的な違いを問わず、同じ考えの組織と力を合わせることを目指す。

# 第11号決議) 公共サービスに十分な資金を調達するための税制の是正

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下を留意する

**1.** 2007 年に始まった世界金融危機が原因で生じた減収を受け、数か国が公共サービスに対する予算を大幅に削減したことから、

**2.** 多くの国が甚大な経済的困難を経験したため、公共サービスに対する資金が、商業銀行や金融機関の浪費が国家経済にもたらした損害を修復する程度に減らされたことから、

**3.** 国際公務労連は、世界金融市場の規制を強化するべきだと提言し、公共サービスをそうした金融危機の影響から守るという国家政府の保証が全面的に尊重されるべきであると主張し、また、ミレニアム開発目標を達成するために世界中でなされている集中的な取り組みを支持することから、

**4.** 公共サービスは人権、法の支配、社会的連帯に根差しており、したがって、それを適切に実現するための十分かつ継続的な公的資金調達が必要であることから、

**5.** 公共サービスは、社会の経済社会開発に貢献し、実現しうる最高のサービスを最大数の人々に提供し、富の再分配に中心的な役割を果たす最も重要な要因のひとつであることから、

**6.** タックスヘイブンやオフショア管轄区を利用して課税を回避した多額の所得が存在し、したがって、国家は公共サービスに十分な資金を調達するために必要な収入を奪われていることから、

**7.** 優遇税制をめぐって一部の国や管轄区が実施する有害な税競争は、国が公共サービスの資金として配分する収入の減額に大きく貢献していることから、

**8.** 企業が公共サービスから多額の利益をあげ、それにより事業活動を行い、利益を得ている状況を目にし、

**9.** 大多数の国で過去 30 年間に導入されてきた多数の財政措置が、結果的に企業が国にもたらす税収を大きく減少させ、よって、公共サービスの財源を減らしたという事実を遺憾に思い、

**10.** いわゆる振替価格操作が 法人税回避の最大の単一原因であることを**遺憾に思う**

**11.** 「国ごと」に作成される勘定は企業のタックスヘイブン活動を浮き彫りにし、世界中の労働条件に関する比較データを提供することを**要求する**

**第29回PSI世界大会は、世界執行委員会と加盟組織に以下の点を勧告する。**

A) 質の高い公共サービスを支援するために必要な財源を増加させる目的のもと、納税を回避するためにタックスヘイブンを利用する手段を提供する二国間および多国間の協定を廃止すること、ならびに有害な税競争（優遇税制の待遇または地位、オフショア管轄区など）の現象を止めるよう政府、公的機関、国際機関に圧力をかけることを求める。

B) 公共サービスの資金調達に向けて個人が納める税金と企業が納める税金のより良いバランスを再び確立できるよう、一国の具体的な背景にしたがって、財政措置を導入または廃止し、企業が国にもたらす税収を確実に高めるようにすることを求める。

C) 判明した秘密の管轄区すべての情報交換水準を引き上げざるを得ないようにするために、彼らの税務情報交換協定を要求する

D) 欧州連合、国際会計基準委員会、経済協力開発機構及び証券取引所のすべてが、多国籍企業に対して国別の勘定を作成するよう義務付け、彼らが操業する国ごとにどれだけ利益を上げ、どれだけ税金を支払ったかがわかるようにすることを要求する。

# 第12号決議) 質の高い公共サービスに資金を提供する公正な税制を支持するための労働者・市民の教育および・動員

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下に留意する:**
質の高い公共サービスは、公益、現代社会のニーズ、民主主義の発展に欠かせない。研究では、公共支出の水準が、経済成長と社会への利益に強く結びついていることが立証された。実際に、公共支出と経済成長、社会進歩には直接の相関関係がある。このつながりについて労働組合員と市民を教育し、質の高い公共サービスへの資金を改善する政策を支持して行動を起こすことが、われわれの務めである。

ロンドンにあるグリニッジ大学の研究所で所長を務めるデイビッド・ホールは、インフラと公共サービスに多大な公共投資を行った国は、経済をよりよく成長させ、市民のニーズを満たすことができることを示した。だが、こうした投資に安定した資金を確保するには、長期的に一定の収益をもたらす公平公正な税制が必要である。通貨、株式、債券、デリバティブ、金利証券の機関取引に課す金融取引税は、税制の信頼性を改善し、市民全員にとってより公正でより平等な税制を実現した。

労働者、一般市民、政策立案者は、こうした困難な時代において、強制的な緊縮財政は大惨事の原因であり、さらなる不況と恐慌を招くことを知っておく必要がある。より良い税制と質の高い公共サービスへの資金改善を支持することについて、組合員を教育し、市民を動員すれば、より良い経済に向けて前進することができる。

以下の点を**ふまえる。**

公共サービスへの投資拡大が、使用者、労働者、市民が必要とする質の高いサービスの確保と創出を可能にする。

良い輸送、電気、水質、ならびに現代経済を適切に機能させるうえで必要なヘルスケアや教育といったサービスには、公的投資が欠かせない。

不平等と貧困を永続させる経済は、公共サービスのサポートに必要な税収を制限し、したがって、経済全体の経済発展を制限する傾向がある。反対に、進歩的な税制を実施する国は、社会の利益のために質の高い公共サービスに継続的な投資となる税収を生みながら、経済成長のサイクルをサポートする傾向にある。さらに、質の高い公共サービスは、経済の底辺にある人々に利益をもたらし、平等性と万人のための機会拡大をもたらす助けとなる。

過去数年にわたり、民間金融機関は、世界各国の経済を脅かした市場操作と反消費者的慣行に従事してきた。こうした慣行が、市場の乱高下を招き、経済と国、地域社会、労働者に打撃を与えてきた。この不安定性により、崩壊の頻度が高いバブル経済が生まれ、社会の骨組みを引き裂いている。

インフラ、サービス、雇用プログラムに対する政府支出は、市場の不安定性に対処するうえで最も有効なツールとなりえる。また、雇用を生み、不況の打撃を受けた国のニーズに効率的に応えるうえで、政府支出のほうが民間金融機関の援助を待つよりも有効であった。

課税金と実際の回収額に隔たりがあることは、脱税が蔓延していることに大きく起因することが多い。国は納められるべき税額を回収できていない。これは、違法な脱税、または、不履行の文化、徴税制度の財源不足が原因である。いずれにせよ、そうした文化は全市民にマ

イナスのメッセージを送り、政府と政府のサービスの資金源である税制の正当性を損なっている。

「雇用創出」の公共投資は、税補助を通じて企業やビジネスに提供されることが多く、追跡も受けないが、そのような公共支出の恩恵を受けている企業とビジネスは、最終的に、投資収益として約束されていた雇用の創出に責任を果たさずに済んでいる。

インフラと政府サービスへの公共投資は、社会で最も裕福な企業、ビジネス、個人に多大な恩恵をもたらす働きがある。だが、これらの企業、ビジネス、個人は、納めるべき公正な税額を大きく下回る額の税金しか納めずに済むことが多い。結果的に所得の低い人々は、社会へのサービスを維持するために税負担が全体的に重くなる。

政府は、将来に向けて質の高い公共サービスへの適切な投資に必要な財源を保障できる公正公平かつ進歩的な課税体系を確立する必要がある。

国際公務労連は、質の高い公共サービスの資金水準を向上するため、公平性と平等性、進歩性を高める税制の実施を支持する行動をとることを**決議する。**そうした政策は、世界経済の定番となった不安定性に対処するために必要である。

国際公務労連は、金融取引税を、より公平公正で、信頼性の高い徴税制度を実施する手段として導入するための行動をとることを**決議する。**そのような制度の導入は、税収を高め、市場の不安定に対処することができる。

国際公務労連は、世界の加盟組合および他のグローバルユニオン・フェデレーションと協力し、質の高い公共サービスを支持する税制及び税収改革が必要であることについて労働者、組合幹部、地域社会、政治リーダーを教育することを**決議する。**こうした教育は、公共サービスを支援するために必要な政治的変化をもたらすために、全レベルの政府で人々に行動を起こさせることができる。われわれは、公益を目指したより良い経済を導く変化、改革、新たな方向性のために、共に市民を動員することができる。

# 第13号決議) 税制

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下の点について留意する**：
金融・経済危機が明らかになるにつれ、公正で再分配効果のある税制が今まで以上に必要とされている。

連帯に基づく社会には、効果的な公共サービスを通じて集団のニーズに応える手段を提供する税制が必要である。

国際ビジネスや金融機関が唱道する財政的なダンピングの結果、政府は最富裕層と多国籍企業に有利な減税を行うようになる。

公共サービスと集団的な社会保護制度は衰退し、社会的疎外は民主主義を脅かしながら拡大する。

そのため、再分配効果のある社会的な真の税制を**求める**。

- 所得税は、不平等の是正を約束するその進歩的な性格を強化することで、再び財政政策の主たる手段となるべきである。
- 低所得層に不公平な消費税などの間接税を減らす。
- 利子収入を守り、優先する後退的な再分配を止める。
- 企業の利益、とくに再投資されない利益に、より高率で課税する。
- 小企業や多国籍企業への課税を正しく再調整する。
- 多大な収益を生む金融取引への課税。
- 国から多額の収入を奪う税金の不正と戦う。これを真の優先課題としなければならない。タックスヘイブンの利用を止め、銀行システムの透明性を高めなければならない。

市民と賃金生活者のニーズに適切に応えるためには、より良い新たな税制が必要である。

**PSI と加盟組合は、連帯の推進と社会の進歩に重要な、公平な税制と持続可能な質の高い公共サービスを要求する。**

# 第14号決議）緊縮財政への世界的反撃

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する：
世界各国の政府が、続く経済危機と、それで生じた国庫収入の大幅な不足に対応しようと、最も基本的な公共サービスに影響を及ぼしている。厳しい緊縮財政プログラムを課した政府もあれば、そのようなプログラムは残酷で不正であるだけでなく、金融危機の長期的解決策として単に機能しないことを理解している政府もある。この危機の解決策のひとつに、投機売買に対するロビンフッド税の制定がある。ロビンフッド税では、年間の総収益として数千億ドル（米ドル）が予想され、金融危機の名のもとに実施された緊縮予算に対する重要な反撃能力として期待が高い。

危機は大惨事を招き、終わりも見えない。

アテネでは、シャッターの閉ざされた店が、増加するホームレスの背景そのものとなり、スペインでは失業中の若者の数が青年層の約半分まで膨れ上がり、アメリカでは公的インフラの取り組みが停止に追い込まれた。多くの国で教育、ヘルスケア、輸送などに携わる一般公務員が大量に解雇された。被害を免れた国はない。とてつもないスケールで現実に差し迫る崩壊の見通しの中で、解雇、退職金のカット、社会サービスの劇的な減少、子供と若者のための教育機会減少が絡み合っていく。

最初の 10 年で平等性と地域社会に対する恐ろしい攻撃を味わった今世紀において、ロビンフッド税は時代の潮流を変える機会となる。緊縮財政による低収益と落ち込みを伴った対抗政策が、貧困とさらなる低落、不安定な政治情勢を引き起こすことは、多くの人の目に明らかである。

世界的なロビンフッド税導入を求める声が高まったのは、貴重な財源が出し惜しまれ、金融および非金融企業の利益が企業の懐に消えていった折であった。アメリカだけでも、この額は 3 兆 6000 億ドルに上った GDP の 23%である。前例のない現金の蓄積にもかかわらず、社会への投資は遅れ、成長率は低成長からゼロ成長となった。

「金融化」が GDP の大部分をなすにつれ、国の金融部門も歩調を合わせて成長を続ける。金融の成長から目立って欠落しているのが、同部門の雇用の成長である。金融部門は全体的または部分的に消費税を免除されているため、政府に十分な税収ももたらさない。

金融部門が金融商品に対する公正な消費税を納めるべき期限は、とうの昔に過ぎている。労働者は靴や学用品、パソコンに消費税を支払うのに、金融投機家は株式や債券、デリバティブ、通貨の取引に税金を払っていないのではないか　―　そんな議論が轟いている。投機売買の成長が急速に拡大しているときでも、有意義な消費税が課されていない。世界の経済活動において投機売買のシェアが拡大している一方、運用される社会への貢献は無視できる程度か、皆無に等しい。

ロビンフッド税は、具体的には高頻度取引への課税が意図されており、各国の税体系に、株式、債券、デリバティブ、通貨取引を含めようというものである。2010年、高頻度取引は、アメリカの証券取引の70%以上を占め、欧州とアジアでも急速に拡大している。

ロビンフッド税は、まず金融資産の売り手と買い手本人が支払う。課税取引の85%が、銀行や、ヘッジファンドなどの金融機関によるものだと推定される。

これにはいくつかの効果がある。:

1. 多額の税収が国家経済に即時注入され、公共部門を職の保証と雇用創出、年金保護、社会サービスの安定性、全体的な成長でもって強化し、働く人々の課題を満足させる。ただし、そのような基金が国の債務削減に短期間で向けられた場合、ロビンフッド税による税収の目的、つまり地域社会の再活性化が損なわれると認識する。

   公共部門の人員数はそのままで、職の創出を優先課題とし、学校、ヘルスケア、輸送その他の社会福祉に必要な公共サービスが確保されれば、現在見合わせられている何兆ドルもの投資を民間資本に求める声は高まり、より確実なものになるだろう。ロビンフッド税の年間収益で生まれる何兆ドルもの資金は、真の成長に必須であり、導入を世界においては地域社会の保健福祉の持続に欠かせないものとなるだろう。

2. 投機売買に課す消費税は、投機全体を減らす。投機の費用は、燃料や食料などの必需品価格に上乗せされている。価格が大多数の実質賃金を上回るため、基本的ニーズを満たすことができない住民の数が、世界をはじめ各国でますます増加している。極度の経済的強圧にさらされた地域社会に永続的な安心を直ちにもたらすいかなる計画においても、投機売買の費用をなくすことが、重要な要素となる。

3. 多くの経済学者は、高頻度取引は流動性を高めるのではなく、必要なときに弱めるため、混乱を招き、リスクが高いと主張する。こうした取引の規制と減少が、経済の安定と成長の鍵となると議論する。

4. ロビンフッド税は、世帯収入の自由度を高め、総需要を増やすことから、逆進税（付加価値税など）をある程度解消することができる。

ロビンフッド税は多くの国で調整されれば、取引の標準化と適切な課税を助け、世界の国々を総体的により大きな経済協力の方向に導くことができる。過度の競争と公共サービス資金の枯渇だけで特徴づけられる可能性があったこの時代において、ロビンフッド税は火種となるだろう。そのような資金は世界の大半の社会にとって人間らしい生活水準の重要な要素となる。

世界大会は、ロビンフッド税キャンペーンを支援する確固たる立場を**改めて表明**し、世界で採択がなされるよう必要なリソースの提供を約束する。

# 第15号決議) グァテマラにおける刑事免責への抗議

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

グァテマラで近年、労働組合と社会運動のリーダーに対する極端な暴力が憂慮すべき増加を遂げていることに、深い懸念をもって**留意し**、

労働組合員と農民、地域社会のリーダーが身元不明の人物によって殺害された事件の解決において、同国の関係省庁が進歩を見せていないことに**失望し**、

グァテマラ政府と司法制度に対する国際労働組合、ITUC、GUF の糾弾を**支持し**、

刑事免責の問題と、生存権、結社の自由、団体交渉権の欠如を**考察し**、

過去 3 年で、その大部分がグァテマラ全国保健組合（SNTSG）のメンバーである保健部門の労働組合員 20 名以上が殺害された事実に**狼狽し**、

第 29 回世界大会に対し、これらの殺害を謀り、実行した犯人の行方についてグァテマラ政府が司法調査を促進し、刑事司法制度にしたがって犯人を厳しく罰することを要求するよう**要請する。**

同様に、グァテマラにおける結社の自由の全面的な保証と、公共サービス労働者の団体交渉権の認識と推進、反労働組合的暴力行為の根絶、労働組合員に対する犯罪の刑事免責の中止を**求める**。

最後に、第 29 回世界大会に出席する代議員に対し、本決議案の写しを自国のグァテマラ大使館に送るよう**求める**。

# 第16号決議) メキシコにおける労働改革への反対

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

メキシコ連邦区公務員組合（Sindicato Único de Trabajadores del Gobierno del Distrito Federal de la República de los Estados Unidos Mexicanos）が、2011 年 3 月に提出された同国の労働改革法案の承認に対し、国際的な反対の立場を表明したことに**留意する**。この法案は、労働者数百万人の労働権を大幅に縮小し、結果的に労働者の家族の福利を奪うものである。

バランスのとれた労働市場がそれほど重視されず、インフォーマル経済や慢性的な高失業率が容認されている事態を**懸念する**。生産に対する需要に柔軟に対処することで、雇用の性質と労使関係が変化した。その結果、公共サービスの不安定労働、臨時契約、外注が増加した。そのため、労働者が職を求めて移住することも驚くにはあたらない。

われわれは、他国で適用されているような、いわゆる改革が、労働基準の規制緩和と柔軟化を図り、労働者の解雇をより安価に、賃金をより不安定にし、増税と、フォーマル労働の廃止、年金構想と社会保障制度の解体を招いていることを**遺憾に思う**。

われわれは、技術変化の範囲とペースが、経済の全部門と世界の全地域に急進的な影響を与え、働く世界と企業自体を変化させたことを**認識する**。しかし、外部委託は労働の支配に与するだけでなく、賃金を減らし、解雇を増やす。

われわれは、メキシコ憲法の規定、主に第 1 条、第 5 条、第 123 条の両項目の教訓を順守することを**支持する**。これらは当初から順守されていなかった。この新たな改革案が承認されれば、労働者全員の労働権と社会的権利が脅かされる。保証は失われ、メキシコが批准した ILO 条約にも違反することとなる。われわれは、いくらかの調整が必要ではあることに合意するが、それは状況が改善される場合のみであり、労働者に害が及ぶ場合はその限りではない。

われわれは、すべての加盟組合に対し、PSI 加盟組合がメキシコで行っている行動を支持し、メキシコの労働改革案承認を阻止する明確な国際的支援を**求める**。

# 第17号決議) ディーセントワークの擁護と質の高い公共サービスの確保

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

ガイアナ公務労組は、植民地時代から専門サービスに従事し、正規で年金受給資格のある役職を確保してきたが、これらの役職への人材任命は、公共サービス委員会（PSC）が担当していることから、

ガイアナ政府は 1992 年に政権を取って以来、役職の欠員をいつ補充するか、また時には誰を役職に任命するかを委員会に指示することにより、公共サービス委員会の独立性を長い時間をかけて徐々に破壊してきたことから、

GPSU はこれを止めるよう政府に異議を申し立ててきたことから、

政府がこの慣行を続けていることに**留意し**、

これが公務員と公共サービスの信頼性に与える影響を**認識する**。GPSU は、こうした不法な慣行を追及する政府に対し訴訟を起こしたが、法廷ではこの案件について審問を行った結果、違憲であるとの言明がなされた。

政府がこの慣行を続けたことで、組合は政府が法廷を侮辱したと注意を**喚起し**、その中止を求めたことをふまえ、

ガイアナ政府は、PSC への指示を止める一方、これらの確立された役職に対し、人材を年次契約で独断で任命する動きに出たことを**認識する**。これは、PSC が役職を補充する動きと同じタイミングでなされた。

政府は、組合に加入する労働者に、契約更新が危ういとほのめかす動きに出たことに**留意し**、

こうした取り決めにより、公共サービスにおいて年金受給資格のある正規労働者の昇進機会と出世機運がそがれ、挫折感が生まれ、多くの労働者が職を離れることになることから、

さらに、政府に対してそうした行為を止めること、そして彼らの行動がもたらす以下のような不公平に対してもっと敏感に、認識するよう求める訴えを、**懸念を持って注視する**

i. 彼らのキャリアの見込みを損なうことで労働者の権利の侵害につながること
ii. 終身雇用保障を除去することで、不安定労働者が増加する状況を創りだすこと
iii. ガイアナの公共サービスが政治化し、その整合性と信頼が損なわれること

PSI の全加盟組合を**招き**、専門的な公共サービスの全面的な再確立を GPSU が追及する姿勢に支持を求める。こうした公共サービスにおいては、被雇用者は在職保証を得、政府に忠実に奉仕する義務を負い、恐れやひいきなしに公平なやり方でガイアナ市民と公共サービスの利用者全員を待遇する義務を負う。

書記長に対し、世界大会参加者の懸念をガイアナ政府に伝えるよう**指示する**。

# 第18号決議) ドイツテレコムでの世界的権利擁護キャンペーンの支援

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する：
世界で組合の力と密度を再構築する重要な取り組みの一環として、国際労働組合総連合（ITUC)と、PSI がメンバーであるグローバルユニオン評議会は、標的を定めた世界的な組織化キャンペーンモデルに組織的なリソースを結集させる合意を行った。この新たなイニシアチブは、特定の多国籍企業に権利を獲得するキャンペーンに世界労働運動の支援、リソース、コミットメントを集中させるもので、これを試験モデルとして活用し、一連の世界的な協調的キャンペーンの初めの例とする。

2011 年 1 月、グローバルユニオン・フェデレーション、ITUC、世界のナショナル労働組合センターの代表者が集まり、ドイツテレコムを新たな世界組織化モデルの焦点に選んだ。初の国際キャンペーンではないが、世界の労働運動が全体として、世界企業に対し、企業活動を展開するすべての場所において労働者を尊重し、ディーセントワークの原則を尊重する基準を掲げることを要求する初めての試みである。

欧州の多国籍企業の多くは、自国において、基本的な労働権の尊重に基づき、全国組合と団体交渉や社会対話に長い間携わってきた。紛争がなかったわけではないが、こうした交渉関係により、企業の生産性と繁栄が養われ、労働者の経済状況は安定し、国の民主主義も強化された。

しかし、ヒューマンライツウォッチが先ごろ立証したとおり、こうした多国籍企業の多くは、アメリカや世界の他国に業務を拡大する際、自国における労使関係のベストプラクティスを現地で実践しない。その代り、自国のワーストプラクティスを採用する。すなわち、労働者の軽視、組合つぶしの戦法、意見を主張する労働者の脅迫、組合加入を求めた場合の解雇および報復を行っている。多国籍企業は、労働権の王道に沿って良い例を提示していく代わりに、現地の邪道モデルを労働権に適用した。

これはまさに、ドイツの多国籍企業、ドイツテレコムがアメリカに業務を拡大するときに行ったことである。「労組のいない環境」を実現する試みを追及するドイツテレコムの攻撃的かつ包括的な「労組回避」戦略の一環として、アメリカ人労働者は、ドイツでは前例のない反組合行為を受けた。同社は、ドイツで望ましい労使関係を築いてきた実績のある企業であり、労働者はより良い待遇を受ける資格がある。

このため、通信労働組合とドイツでこれに対応する Ver.di は、共に多国籍組合 TU を結成し、ドイツとアメリカの労働者の利害を共同で代表している。こうした組織化の軌跡が、世界的に広がる労働協力の調整に役立っている。ドイツテレコムは、35 か国で約 25 万人の労働者を雇用している。

過去に、ver.di メンバー数千人がアメリカの T Mobiile の労働者に支援を示し、年次企業会議で集会を行った。ver.di はアメリカに使節団を送り、主な活動地点で労働者と会い、またドイツでも「より良いものを期待する」のテーマで支援を確立した。T Mobile のアメリカ人労働者数百人も TU に加わり、リーダーらは ver.di の仲間と対面およびオンラインフォーラムで会合した。

労働権とドイツテレコムの主張を求めるモデルキャンペーンでは、労働者が組合を構築し、基本的権利の尊重を集団で要求し、可能なすべての分野においてディーセントワーク実現の道を要求する日々の戦いを結び付けるために、前例のない国際調整とコミュニケーションの活用が模索されている。今後、さらに研究を行い、他の部門におけるこの世界モデルの適用を支援していく。

よって、**世界大会は、以下を決議する**。

- ドイツテレコム労働者が基本的労働権を獲得し、職場で意見を主張し、自身と家族のより良い生活を求めて交渉するのを助けるこの世界的キャンペーンを支持する世界的労働運動に、PSI が**協力すること**。
- PSI がウェブサイトにキャンペーンの最新情報を掲載し、加盟組合が公共調達、労働者資本戦略、および直接参加、消費者運動を通じてキャンペーンを支援するにあたり、役立つツールを**提供すること**。

- PSI と加盟組合が、前例のない脅威の時代に労働者の団結を奨励する手段として、この民間部門キャンペーンに公共部門の連帯を**立証していくこと**。

- PSI が、今後の協調キャンペーンに向けて、公共サービスの民営化に関与する多国籍企業の特定など、公共部門のターゲットとなりうる事例を研究するよう ITUC に**求めること**。

# 第19号決議) 労働権の擁護と保護

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

労働権は人権であることを**再確認する**。

また、民主的な社会では、労働者の結社の自由、労働組合に加入する権利、団体交渉に参加する権利、争議権が保証され、尊重され、強制力を持つことを**再確認する**。

これらの権利が、国際連合の人権宣言、および ILO の基本的条約第 87 号「結社の自由及び団結権の保護」に正式に記されていることに**留意する**。

政府職員（公共部門労働者）がこれらの権利を享受するためには、使用者の特別な事情があるため、これとは別に労使関係（公務）に関する 1978 年の第 151 号条約が必要であったことを**ふまえる**。

結社の自由、表現の自由、労働権が抑圧、乱用、否定され、組合権の擁護者が脅され、嫌がらせを受け、深刻なリスクに見舞われる状況において、民主主義、社会・経済的正義、人権、調和ある関係を維持することはできないことを**認識する**。

さらに、反組合的活動と行動が、民主主義と経済社会正義、発展、市民の福利を損ない、人道に対する罪の一因となってきたことを**認識する**。

労働者に結社の権利と組合権、団体交渉権を否定するという罪を永続させる当人は、仲間の労働者を酷使やその他の非道から守り、代弁する約束と決意をそぐ懲罰方法として、労働者の差別と迫害にも加担してきたことに**留意する**。

さらに、労働者が組合活動に専心し関与することに対して、差別、脅迫、解雇その他の形態の乱用と非道行為を行使することは、労働者の生活を壊すだけでなく、その家族の生活も破壊することに**留意する**。子供は困窮し、将来とキャリア開発は打ち砕かれ、健康、福祉と生命すら危うい状況を強いられる。

PSI の全加盟組合に対し、労働組合権が人権であり、国際的かつ国内的に尊重されるべきであることを断言するためのステップを団体としてとるよう**訴える**。

労働組合権を侵害する人物を特定し分類する基準を確立し、国際的なウェブサイトを設けてその人物、および労働者に対する罪を公開することで、国際的に汚名を着せるべきであることに合意する。また、こうした反労働組合的非道行為と犯罪に罰則と処罰を定める効果的な手段と方法を模索することに**合意する**。

# 第20号決議案) ガイアナ政府による労働組合権の侵害

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

ガイアナ協同共和国が国際労働機関（ILO）の加盟国であり、第 87 号、98 号、151 号条約はじめ 45 の ILO 条約を批准したことから、

ガイアナ公務労組（GPSU）は、公共サービス委員会（PSC）が雇用した労働者を代表するための許可証の発行を受け、他にもいくつかの半自治的国家機関の労働者を代表する承認を得ていることから、

数年にわたり、ガイアナ公務労組（GPSU）とそのメンバーは、国家法および ILO 条約の順守において、ガイアナ政府から数多くの権利侵害を経験してきたことから、

**その結果**、GPSU は、国際公務労連の援助のもと、2002 年には、労働組合権の侵害、ならびに 1978 年の労使関係（公務）に関する ILO 第 151 号条約に抵触する行為を理由に、ガイアナ政府に対する苦情を ILO に申し立てた。これは 2187 号案件として分類されている。

ガイアナ政府がいくつかの政府機関との協力のもと、長い時間をかけて、苦情に関する委員会の審議と結論をまとめる流れを故意に妨げてきたことをうけ、

委員会による苦情の審議が休止状態と**思われることから**、

**しかしながら、**
以下のようにガイアナ政府による違反と乱用が続いていることを**認識し**、:

(i) 自由に団体交渉を行う権利を否定し、2000 年から 2011 年まで賃上げおよびサービス状況の改善を拒否した。
(ii) 裁定を実施せず、法的拘束力のある団体協約を守っていない。
(iii) GPSU によるメンバーの代表を妨害している。
(iv) 公共サービス上訴裁判所または憲法が定める機関を任命しないことによる違憲・違法行為。
(v) GPSU メンバー代表の PSC への指名を拒否していること。
(vi) GPSU の内部事情に干渉し、組合員を脅したことによる第 151 条約の違反。

1978 年の労使関係（公務）に関する ILO 第 151 号条約、および労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言で規定された労働組合権を享受する特権を獲得する戦いにおいて、PSI の全加盟組合を**招き**、GPSU およびガイアナ公共労働者と連帯させる。

第 151 号条約、ガイアナ国家法、ならびに法的拘束力のある団体労働協約で規定された義務を守るようガイアナ政府に**求める**。

書記長に対し、現時点までの展開を考慮に入れながら 2187 号案件の審議を継続し、結論を導くことを ILO に要請するよう**指示する**。

## 第21号決議) 公共サービス

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下に留意する**：
PSI 加盟組合は、公務員と公共部門労働者の雇用状況および労働条件を擁護、改善することが、われわれの要求の中心でなければならないことを喚起する。

PSI と加盟組合は、ソーシャルダンピングと労働者の搾取に対して、社会正義と基本的権利を推進する戦いをリードしていく。超リベラルな経済政策、反社会的性格、自由市場の教義に異議を唱え、批判する。こうした要素すべてが、公共サービスの民営化を推進し、加速する。

現在の危機は、資本主義体制の危機である。金融界の無責任と、国の規制の怠慢と無視を浮彫りにし、労働者数百万人を失業させ、崩壊させる。

PSI と加盟組合は、労働者に危機の代償を払わせる政府の狙いを非難する。雇用の喪失と破壊的な改革が、公共サービスで勢いを増している。予算を調整するために、公務と賃金、年金、サービスが使われている。

最も深刻な脅威と危険は、公共サービスの基本原則と公務員の権利に対するものである。市民が公共サービスを平等に利用できるかどうか、ならびに公共サービスの公平性が問題になっている。

こうした理由のすべてから、PSI と加盟組合は、国を分解し、公共サービスを民間部門に譲渡するこれらの政策を非難する。

危機が原因であろうとなかろうと、PSI と加盟組合は以下に反対する。
- 国際貿易･金融機関の要請で政府が導入し、公共サービスを解体し、社会的後退を招く改悪。
- われわれの要求を、経済的･予算的収束と、公的支出の劇的な減少または公共財政赤字に導く試み。

そのため、公共サービスを破壊するこうした政策に反対し、世界大会は以下を**提案する**。:
- 公務員および公共部門労働者を圧力団体から守り、任務の遂行にあたって公平性を維持するため、彼らの雇用とキャリア保証を維持・開発する。
- 経済社会的連帯を保護・強化するために、万人が利用できる質の高い非営利の公共サービスを維持・推進する。
- 賃金を改善し、職場の安全衛生状況を高める。
- 不安定労働と戦う。
- 男女平等を推進する。
- あらゆる形態の差別と戦う。
- 若者が持続可能な質の高い公共部門の雇用を利用できるよう推進する。
- 公共サービスに十分な資金調達を保証し、再分配効果のある税制を実施する。

国際労働機関の条約の効果的な適用と、集団の権利の保護は、PSI と加盟組合の優先課題である。

連帯、国際協力、労働者の動員があれば、われわれはこうした戦いに勝利することができるだろう。

# 第22号決議) 貿易

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下を決議する

- グローバルユニオン・フェデレーション、加盟組合、市民社会の支援団体と**共に**、世界で公共サービスの資金調達と提供を脅かす国際貿易協定に反対する。
- 組織的に人権と労働組合権を侵害している国々とのいかなる貿易協定にも反対するためにグローバル・フェデレーション、加盟組合、市民社会団体に加盟する
- アジア太平洋地域で交渉中の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に反対するグローバルユニオン・フェデレーション、加盟組合、市民社会の支援団体と**協力する**。
- TPP はじめ、二国間および多国間貿易協定に反対を表明する南側諸国の組合を**特に支持する**。
- 欧州の労働組合、欧州の市民社会の支援団体、欧州議会の進歩的メンバーと**共に**、カナダ EU 包括的経済貿易協定（CETA)に反対する。

理由は以下のとおりである。:

- TPP や CETA のような国際貿易協定が現在急速に進められ、秘密裏に交渉されている。
- これらの協定は、地方政府と国家政府の政策決定力をそぎ、公共サービスへの企業の参入を増やし、結果的に重要な公共サービスの民営化を招く。
- 民営化は、公共サービスの利用が不平等であることを意味し、社会で最も不利な立場にある人々に害をもたらす。
- 民営化と企業の利益追及は、公共サービスを提供するコストを高め、提供されるサービスの質を低下させる。
- 国際貿易協定は世界の多くの国において、労働組合員、人権擁護者、先住民族の人権侵害を見逃し、多くの例で悪化させている。
- コロンビアにおいて人権と労働組合権が甚だしく侵害されており、この協定が同国における公共サービスに脅威を及ぼすことから、欧州とコロンビアの組合と共に、EU－コロンビア自由貿易協定に反対する

# 第23号決議) 危機に対する代替政策

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**われわれは以下に留意する。**
経済危機を受け、政治家は、国の財政政策と賃金体系に影響を及ぼし、成長を阻む過度に広範囲の提案を導入する恐れがある。政治家が、経済危機の影響の一つである債務危機に焦点を絞る国が増えている。

福祉を削減し、公務員の賃金と条件を悪化させることで国の債務を減らそうという引き締め政策では、結果として債務危機に焦点が絞られる。

債務危機は、公共部門が大きすぎるためでも、社会サービス、高齢者ケア、保育、教育などへの支出が多すぎるためでもない。公務員の給与や年金、労働条件が良すぎるからでもない。債務危機は、金融経済危機の結果であり、国が銀行と金融企業に多額の支援を行ったためである。

**さらに以下に留意する。**
焦点は債務危機から持続可能な成長にシフトしなければならない。経済危機が社会に提起する問題に取り組む、積極的な現行の政策にシフトしなければならない。

公共部門は、高水準の質の高い確かな福祉を市民に提供するという、世界で最も重要な任務を負う。

公共部門は、安定化機能を通じて経済の変動を相殺することができる。したがって、魅力的で実益のある雇用の維持と、公共部門における投資機会が、最も重要になる。

**さらに以下に留意する。**
メンバーのサービスを通じて、市民と企業双方に提供する高水準の福祉は、多くの意味で他の社会開発と生産の前提条件である。どのような視点でも、福祉は、社会とビジネス社会に将来的に安定した構造を与えるために機能しなければならない。公共部門と福祉サービスの大幅な削減を伴う引き締め政策は、経済危機に対する回答ではなく、失業増加、社会格差の拡大、不正という下方スパイラルを助長するだけである。

引き締め政策の代替策は、福祉部門とインフラ、教育・研究、そして職場への投資である。この代替策は、例えばブラジルや南アフリカ、オーストラリアなど、世界各地で実施されている。こうした国では、結果として、マイナス成長や低成長ではなく、雇用の増加、格差と不正の解消、貧困緩和、福祉の改善が実現している。

**さらに以下に留意する。**
投資拡大、所得格差の解消、より意欲ある社会保険という形で経済発展を管理する国の主権は、経済不況において自動的な安定化装置として、周期的な変動を安定させるものと認識されていることは、非常に重要である。

民主主義、法的安全性、総体的に高水準の福祉が確保された社会は、経済危機にあっても対処能力が備わっている。そのような社会が発展し続けるためには、福祉を提供する企業、機関、個人が、国民の高い信頼を得ながらサービスを提供できなければならない。市民は、高い能力と効率、汚職のないサービスと福祉を期待する資格がある。これには、福祉が、良い賃金と安定した仕事および雇用条件が整った有能な事業者によって提供されることが必須となる。

**さらに以下に留意する。**
不況では失業に対処するために財源が必要である。今日、深刻な危機が明確であるときに、行動を控えようという政治家はいない。失業と不況に最も効果的な武器は、公共支出と投資の拡大であるにもかかわらず、減税に頼ることが多い。

労働組合運動は、賃金体系と結社の権利、争議権が危機管理の犠牲とならないよう、公共部門のメンバーと調達された活動に携わるメンバーのために立ち上がらなければならない。公務員の労働組合組織として、われわれは、各種団体と力を合わせ、持続可能な成長のための代替的経済政策を形成していかなければならない。

これはつまり、短期的には新しくより良い雇用と、若者の失業と戦う特別な措置、低賃金の代替としてより優れた資格を付与すること、質の高い福祉サービスを実現する積極的な政策を意味する。これは、インフラ、教育、リサーチ、グリーン雇用への投資を通じてなされなければならない。生産を環境負荷の少ない方向に転換すること、ならびにグリーンエネルギーは、経済を素早く改善するだけでなく、長期的に新たな成長の可能性を生み出す。

長期的には、構造的な問題にも挑んでいかなければならない。国家財政は、連帯と公平な分配に基づく資金調達を基盤としなければならない。われわれは、適切な（十分な）国家財政を保証できるよう、公正で進歩的な税制を求める。これは、社会保護制度と、誰もが生活できるだけの年金を確保した、持続可能な社会を約束することである。貧困と格差に対する持続可能な措置が必要である。われわれは、例えば、大規模な銀行と金融企業の分割、金融取引への課税、資本を投機から技術革新、グリーン雇用、社会福祉への投資に移行することにより、金融市場の権力を崩していかなければならない。

**PSI に以下を推進する。**
- 経済政策に関する知識とスキルを強化し、世界レベルで経済的議論に貢献し、明確な代替策を形成し、国の労働組合が経済政策の議論に参加・貢献できるよう助けるツールを開発する。
- PSI とネットワークを作り、取り組みを拡充する。

**加盟組合に以下を推進する。**
- 政治的動向を、公共部門の節減と制限を通じた経済変動の解決から、成長を生み、公共部門サービスの要求を高める方向に転換する。
- 保育園・幼稚園、学校、公共施設、道路、鉄道などに対する広範で長期的インフラ投資を支援すること。
- 金融取引への世界的な課税を支持すること。

# 第24号決議) 緊縮財政と民営化

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下に留意する。**
経済危機に対する欧州議会と欧州連合の対応は、欧州全土に深刻な損害をもたらし、労働組合と世界連盟に不安をもたらすアプローチを導入することである。合意または提案されたイニシアチブの多くは、経済危機のコストを、その原因に何ら関与していない労働者に支払わせる働きがある。

世界大会は、欧州全土において政府が公共部門労働者、年金生活者、失業者、公共サービスに、金融市場が引き起こした危機の罪を負わせた事実を嘆く。

世界大会は、公共サービスを「意欲的な事業者」に移行するという一部の欧州の政府による政策を認識し、非難する。また、公共部門の年金が攻撃された理由のひとつが、大規模な民営化を実施しやすくするためであったことを認識し、非難する。

世界大会は、国際公務労連（PSI）・欧州公務労連（EPSU）による「緊縮財政にノー」キャンペーンを歓迎し、欧州経済政策の変更を求める EPSU の「緊縮財政にノー。仕事、公共サービス、社会的権利を求めて」を支持する。

**さらに以下に留意する。**
世界大会は、イギリスおよび欧州全土における連帯の表明から力を得、各国の反緊縮財政キャンペーンの後押しにおいて欧州全土で今後の行動をより良く調整することを目的としたイニシアチブを歓迎する。

**そのうえで、PSI 世界執行委員会に以下を求める。：**

- 活動の調整を支援し、メンバーに影響を与える緊縮財政の問題についてキャンペーンを進め、加盟組合との協議のもとで緊縮財政に反対する世界行動デーの調整を**図ること**。

- 緊縮財政の問題と、欧州および世界で起きている現状について共にキャンペーンを行う必要性について加盟組合と意見を交わし、**理解を深めること**。

- 緊縮財政措置と経済危機で最も大きな打撃を受けた国の主要組合と二国間の関係を構築・展開するよう加盟組合を**促すこと**。

- 労働組合その他の組織と可能な限り広い同盟を築いて IMF や世銀といった機関の政策に立ち向かうキャンペーンを行い、公的所有を主張し、公共サービスを守る組合の**キャンペーンを**支援・援助すること。

# 第25号決議) 公共部門における労働仲介業者・雇用代理業者

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する。:

a) 世界中の公共部門において、労働仲介業者の利用が増大している。そうした業者は力のある多国籍企業として台頭し、国境を越えて業務を展開している。
b) 労働仲介業者は、公共部門の民営化と外部委託を通じて、機会の推進と搾取を行う役割を増大している。
c) 労働仲介業者は搾取的な短期契約を巧みに利用して、フルタイム雇用で得られる手当を労働者に与えないようにしている。
d) 労働仲介業者による反組合的な偏見と、弱い立場に置かれた労働者の間で分裂と疎外を進める風潮。
e) 多くの国では、労働仲介業者の規制がなく、労働仲介契約で定められた腐敗した慣行を悪用した機会が存在する。
f) 臨時労働者を組合に勧誘することについて、比較的小さいが重要な教訓が得られた。
g) 公共部門労働者が労働仲介業者の役割と利用に立ち向かい、質の高い公共サービスに基づく代替案を主張するために、公共部門組合向けのガイドラインを策定することが重要である。

したがって世界大会は以下を決議する。:

1. 加盟組合が提出した研究と証拠を通じて、労働仲介業者が公共部門でどの程度活発であるかを直ちに示すこと。
2. 多国籍労働仲介業者の所有パターンを確認し、企業の慣行と政策、および労働者の生活水準に与える影響について情報を集めること。
3. 労働仲介業者の搾取的慣行を暴き、公共部門からの一掃に向けて取り組むために、QPS キャンペーンの補完となる国際キャンペーンを始めること。これには、ILO に対する追加的な証拠の提出も含まれる。
4. 労働仲介業界の誇大広告に効果的に対抗するキャンペーン資料を作成し、現代版奴隷制としての真の性格を暴くこと。
5. 他の部門の組合および、共感的な社会運動組織と協力し、労働仲介業者が雇用する労働者が組合の保護を受け、正規雇用を確立するための戦略が策定されるようにする。
6. あらゆる形態の民営化も阻止するために、使用者と政府を関与させること。また、全欠員の補充、地域社会のニーズを満たすための公共業務の拡大など、ディーセントワークと正規雇用の確保に向けて労働仲介業者の一層を図ること。

# 第26号決議案) 中米との国際労働組合連帯

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

中米小地域が、経済、環境、社会、労働、政治の上で憂慮すべき問題を抱えており、過去 20 年の中で最も複雑な時期にあることに懸念をもって**留意し**、

中米諸国は、一連の困難に見舞われており、その大半が国連開発プログラム（UNDP）、ILO、世銀が主要報告書で社会的疎外、劣悪な健康・教育サービス、低所得、環境の悪化として取り上げられ、記録に残っていることを**意識し**、

人権と労働権の長きにわたる侵害が、ITUC と GUF によって国際的に非難されてきたこと、ならびに、労働組合幹部の殺害が増えたこと、薬物売買の惨劇が生んだ市民の不安増大と、それが中米小地域での殺人事件を何千も増加させてきたことを**考慮し**、

中米では 5 歳未満の子供の 35％が、慢性的な栄養不足に苦しみ、一部の国ではその値が 50％に届いていることを**把握し**、12 歳から 24 歳の若者の 20％以上が教育にも雇用にも従事せず、熟練労働が効率で移出し、世帯の 40％（1800 万人）が自由市場システムや国から見捨てられ、中米には国民の 55％以上がフォーマル経済に従事する国がなく、大半が不安定労働に携わり、社会保障が適用されるのは平均でわずか 24％であり、教育と保健に対する投資が平均で国民 1 人当たり 19 ドルであり、効率的で公平公正、進歩的な税制を敷いた国はなく、質の高い公共サービスを保証していない状況を把握し、

小地域では大きな洪水が発生し、気候変動の影響を受けやすいうえに適切な土地管理がないことで事態が深刻化し、人間開発の持続可能性が大きく損われる事実と**相まって**、

小地域が資源を生み出す生物生産力を超えた資源の大量消費と、小地域を脅かす気候事象の頻発、今後 40～50 年に摂氏 2.5～4 度見込まれる温度上昇を**警戒し**、

中米は気候変動の原因である炭素を 0.5％以下しか排出していないが、その影響を最も大きく受けていることを**ふまえ**、

**そのうえで**、第 29 回世界大会は、PSI 書記局が国際連帯で得られた財源を優先的に活用するために必要な措置を講じ、上記の主要な問題に対して同地域の労働組合運動を継続することを**決議する**。

# 第 29号決議) 公共サービスと社会的保護の床で公益を確保

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**1.** 公益は人々の共生を可能にし、健全な地域社会の基本的優先課題である集団の権利を養い、社会が最優先する集団的権利を養う社会的接着剤であることから、

**2.** 国家が、機会の均等と社会的不平等是正を保証できる公共サービスおよび社会保障を開発、維持する責任を有することを**確認し**、

**3.** 公共サービスと社会保障は、社会生活および個人同士の連帯構築に必要な社会的絆の維持に不可欠であることを**確認し**、

**4.** 公共サービスと社会保障の維持と開発は、以下の原則に根差したものでなければならないことから、

a) 地位、収入、住む場所に関係なくすべての人々が利用できること
b) 前述の責任は、政府または同等の公的省庁が負うこと
c) 前述が、国際自由貿易協定の規制を受けてはならないこと

**5.** 保健、教育、社会保障を享受する権利を、自由と正義、世界平和の**基盤として**特筆した「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づき、

**6.** 教育を受け、健康状態が望ましく、十分な社会保障に恵まれた社会は、平等の度合いがより高く、より質の高い生活を享受していることから、

**7.** しかしながら、公共サービスや社会保障の資金として使われる税収や社会的ニーズは国ごとに異なり、よって、国の独自性に当てはめたアプローチや解決策が必要であることから、

**8.** 社会的保護の床の導入は、貧困と闘い、富の分配を改善して公益を高める手段の一部となりうることを**言明し**、

**第29回PSI世界大会は、世界執行委員会および加盟組織に対し、以下を勧告する。**

- 真の「社会的保護の床」が実施されるために、公的教育、保健・社会サービス体制が確保され、ならびに利便性が高く、普遍的な社会保障措置が各国で開発または補強されるよう、政府、公的機関および国際機関に**圧力をかけること**。

# 第30号決議) 年金：集団的社会保護制度を維持、統合、改善するための行動

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下に留意する**：
ウィーンで開かれた前 PSI 世界大会以来、友愛、平等性、自由の奨励に欠かせない手段である社会保護制度が、常に非難の対象となり、多くの国で解体されてきたことは明確である。

この状況を踏まえ、われわれ労働組合は PSI と共に、

政府が、集団的な年金構想は国家財政の垂れ流しであり、限界に近づいたと熱心に主張し続けていることを**懸念する。**政府は公共サービスと公共部門の年金構想および配分を迷わず疑問視している。

われわれが現在経験している金融危機と経済活動の減速が、公共部門労働者に大きな打撃となっており、相対的な業績の低下に悩む積み立て方式の年金構想のもろさを示していることを**確認する。**そのいくつかは、破たんした。これはとくにイギリス、オランダ、アメリカの多くの労働者に当てはまるケースである。

年金の掛け金の支払い期間を長くし、退職年齢を引き伸ばし、家族手当を撤廃し、とくに年金水準を下げることで、労働者と年金受給者の利益を害する政府の一方的な措置は、世界のいかなる場所においても**拒否する。**

これらの政策は社会的に容認できず、経済的にも効果がないことを**断言する。**

こうした措置の結果、高齢者の失業が大幅に増加し、貧しい受給者が激増し、若者の雇用も創出されない状況を**拒否する。**

この厳しい現実を踏まえ、そして年金に関する具体的な作業部会発足に加え、PSI と加盟組合は、社会の不正を助長し、次第に公共サービスを消滅させる緊縮政策を覆すよう、政府に圧力をかける大規模な対応を組織する。

# 第31号決議) メキシコにおける女性殺害反対、中米とドミニカ共和国

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

国際公務労連（PSI）の加盟組織は、われわれの地域における性別、民族、階級、人種に関連した暴力を扱う、女性の人権・保護メカニズム構築に参加したことを**再確認し、**

中でも女子差別撤廃条約（CEDAW）、女性に対する暴力の予防、処罰および廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・バラ条約）、ラテンアメリカとカリブ地域における第 11 回女性地域会議ブラジル合意**を参照し、**

近年、女性に対する暴力または**女性殺害**（Feminicide：小地域でよく使われる表現）、司法制度原因とした犯人の刑事免責が憂慮すべき増加を遂げていることを**懸念し、**

したがって、以下を**決議する。**

1. 女性、女子に対するあらゆる形態の差別に抵抗するこの決議案を第 29 回世界大会に**提出し**、各国が批准した国際条約すべての順守を引き続き要求し、女性と女子に対する暴力を阻止する効果的な方法の実施を求める。
2. 女性殺害をはじめ女性および女子に対するあらゆる形態の暴力に対し、緊急措置をとるよう各国に**求める**。
3. 国際公務労連（PSI）の加盟組合に対し、引き続きわれわれ労働組合の女性メンバーおよび社会運動と同盟関係を築き、対話を強化すること、ならびに女性に対するあらゆる形態の差別および、司法が助長する刑事免責に代表されるような国の組織的暴力に向かって立ち上がることを**訴える**。
4. 国が、女性に対する社会的・性的暴力の問題について、変化を起こさせること目的とした公共政策を奨励できるよう、PSI 加盟組合にアファーマティブアクションの実施を約束するよう**推進する**。
5. 経済、社会、文化、市民、政治上の不平等をなくし、新たな包括的、公正、平等な社会の建設に女性の効果的な参加を促す PSI の行動計画を**強化する**。
6. 社会運動およびフェミニスト運動と協力し、女性と女子に対する多くの暴力的表現に対し、共同の行動を**起こす**。
7. 社会、政治、経済、文化、労働上の発展の新たな機会を若者に提供するため、若者の全面的な参加を促し、強化しながら、世代間の対話を**奨励**・支援する。

## 第32号決議) COP17その後：グリーン雇用および政策を求めるキャンペーン

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下に留意する。:**

a) 具体的な行動と政府に対する拘束力のある政策の点において、COP17 の成果は期待外れであったが、ある程度予想はできていたこと。

b) 環境破壊に持続可能な対応を見出す課題の継続、および失業の問題に対応する切実な必要性。

c) 気候変動に関する対話において、労働者と市民にやさしい視点を維持し主張していくことの重要性。

d) グリーン政策を策定、実施、監視するうえで地方政府と国家政府機構が果たす特別な役割。

**したがって世界大会は以下を決議する。:**

- 翌年にかけて、行動計画の補完となる包括的なキャンペーン戦略を策定するグリーン雇用キャンペーンタスクチームを設置する。これには以下を含める。:

  a) 国際レベルまたは国レベルでどんな合意がなされても、有意義な雇用の創出と、非グリーン経済からグリーン経済への移行における既存の労働者の保護を中心的な課題とする戦略。

  b) サービスの拡充を通じ、また、環境問題に取り組む目的のもと、欠員を補充し、失業に対処するために公共部門に質の高い雇用を確保すること。

  c) 政府が COP17 の成果を追跡し、国家レベルでキャンペーン行動を始め、結果を進めていくよう政府に取り組ませるため、加盟組合が活用できる重要なチェックリストを作成すること。

# 第33号決議) 教育支援ワーカー

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下を前提とし、**
PSI は、何千もの職種に携わる労働者を代表し、公共サービスを提供する労働者全員の認識と主張を推進してきた。しかし同時に、PSI は、同様の仕事を行う人々が、具体的な経験や戦略をより共有できるよう、国境を越えて引き合わせることに大きな利益があることを認識する。PSI がエネルギー、基本サービス、保健、行政、水と衛生の部門で作業グループを設置したのは、このためである。

PSI は、増大しつつある教育部門の支援ワーカーも代表する。これらのメンバーは、事務員、用務員、保守員、バス運転手、教授助手、給食スタッフ、養護教諭、保健師、保育士、技術者、グランド管理人、秘書、経理、整備士、特別教育助手ほか何百ものさまざまな肩書きを持つ。

教育支援ワーカーは、幼児期から大学まで基本的なサービスを提供する。しかしながら、その貢献が認識されることは少なく、敬意の欠如は、低賃金と劣悪な労働条件、不十分な訓練という形で体現されることがあまりにも多い。多くの教育支援ワーカーは、職の保証がないパート労働や不安定な役職を受け入れざるを得ない。

世界の教育当局が、教育支援業務を民営化する憂慮すべき傾向を見せている。公的業務を行うための民間契約を受けた企業の多くは、多国籍に業務を展開しており、労働者の賃金および労働条件と、彼らを代表する組合を攻撃してきた経緯を持つ。PSI は、教育を公共サービスとして提供するのが最適であると考える。

**したがって、PSI が以下を行うことを決議する。:**

- 加盟組合を調査し、どの加盟組合が教育部門の労働者を代弁しているかを特定したうえで、どのような活動ができるか理解を深める。
- 教育支援ワーカーに関する事柄について、関係加盟組合の間でネットワークづくりとコミュニケーションを促進する。
- 教育支援サービスの民営化から利益を得ようとする多国籍企業を特定し、そのような企業の労働者を組織化するキャンペーンを調整する実行可能性を模索するための調査を支援する。
- すべての教育支援ワーカーが組合を結成し、または組合に加入し、業務の条件について団体交渉を行う権利を主張する。
- 教育支援ワーカーを組織し動員する加盟組合の取り組みを支援する。
- 他のグローバルユニオン・フェデレーションおよび国際機関と協力し、教育支援ワーカーの声を取り上げ、賃金と労働条件を改善し、質の高い公共サービスの提供における彼らの貢献を強調する。

# 第34号決議) PSI部門ネットワーク

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下の点に留意する。**
現段階で公共部門労働者が直面する課題は多い。課題は深刻だが問題は同じである場合が多い。各部門が抱える課題は、ほぼ同一の方向性と意味を持つ。

部門ネットワークにできることには限界があるが、組合をまとめ、共通の問題を探究し、アイディアを考案し、取り組みを計画し、フィードバックを提供し、連帯と共通の利益を築き上げる機会を生み出すことができる。また、組織化の側面において、基盤ともなりうる。

**さらに以下の点に留意する。**
加盟組合が直面する問題は、彼らを団結させる問題であることが多い。われわれは、これらの課題と成果を共有できるようにする必要がある。

われわれは、下記の部門の組合とメンバーを代表するものの、各部門内で加盟組合から加盟組合へ情報を共有・交換する能力を持たない。

以下を**求める**。

- **PSI 加盟組合**は、独自の部門グループを確立し、必要に応じて関心のある部門加盟組合による部門ベースの運営委員会を発足させることができる。この運営委員会にはすべての加盟組合が参加でき、PSI 書記局の支援のもとで加盟組合が調整を行う。
- **PSI は、取り組みと計画策定の一環として**、加盟組合が直面する課題に関する取り組みと活動を通じた加盟組合数と加盟数の増大に努める。
- **加盟組合の協力を援助するために、**
  - PSI は加盟組合との直接協議を通じて、以下などの分野を含んだ部門作業計画と PSI の各部門に対する産業別アプローチを策定する。–
  - 保健サービス、ソーシャルケアサービス
  - 水・電気　―　公益事業
  - 地方政府
  - 国家および連邦政府業務
  - 教育、芸術、メディア

  （部門を追加できるが、削除はしない)
- 作業計画は、必要に応じて（必要な場合は加盟組合独自の費用により）電子的手段や PSI 加盟組合の実際の会議を通じて得られた加盟組合の意見を基に作成する。
- 作業計画は、職場の安全、業界の動向と新たな展望、加盟組合がどう反応し、知識と専門性を共有できるか、ならびに組合**組織化**の側面など、加盟組合が直面する問題を扱うべきである。
- 部門の作業計画は、PSI の中核的な原則である**質の高い公共サービス、公平性、労働組合権、「PSI 行動プログラム」**によって裏打ちされる。
- 加盟組合には、妥当であれば PSI 作業計画と活動を各自の組合の取り組みで活用するよう奨励すべきである。

**世界大会は以下を決議する。**

- 上記の行動要請を承認し、支持すること。
- PSI は既存あるいは将来の機構のうちどれが PSI 内の部門別活動にとって最も有用であるかを徹底的に調査すべきである。これには PSI 書記局と緊密に作業するしっかりとした頼りになる機構がかかわらなければならない。簡単なインフォーマルなネットワークも手始めには良いが、長期的には不十分である。関連する部門は次のとおりである

# 第35号決議) 移民プロジェクト

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

**以下の点に留意する。**

1. 英語圏の東西小地域は、PSI 移民プログラムの支援を継続的に受けている。
2. PSI 移民プログラムは、小地域内、とくにガーナにおいてヘルスワーカーの離職率を大きく下げてきた。

**さらに以下の点に留意する。**

1. 移民プログラムとその恩恵に対するヘルスワーカーの意識は高い。
2. ヘルスケアに携わる人材の移住に関して、小地域で感作を続けていくことに対し、メンバーからの需要が高い。

**以下の点を決議するよう求める。**

1. 小地域が継続的に移民プログラムの支援から恩恵を得ていることから、アフリカにおいては、ガーナとケニアの移民プログラムを継続、拡大するべきである。
2. PSI は、たとえば小地域の保健部門の加盟組合が指揮を執るなど、移民プログラムに関する任務を確認するべきである。

# 第 36号決議) 移住と差別

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

世界で移住が増加していることに**留意する**。過去 25 年間で世界では他国に移動する人々の数は倍増し、現在約 2 億人に上っている。欧州自体、得られた知識、労働、多様性が成長と開発に大きな意味を持ってきたことを証明する明確な事例である。人の移住は根本的に自然なプロセスである。移住は、良き融合と雇用への近道を可能にする高い要求を社会に課している。

**また**、移住の理由は、多種多様であることに**留意する**。一般的な生活水準の低さが原因であるかもしれないが、法の支配が機能していないこと、または政治的抑圧、宗教、文化、民族的な理由、性的指向に基づく弾圧、母国の戦争、紛争などが理由であることもある。最も多いのは、自身と家族のためにより良い仕事を求めるためである。母国に存在しない仕事、または生活賃金が得られない仕事など、移住は移動する人々にも大きな課題を伴う。低賃金や雇用契約の欠如、長時間労働、移住先の国での詐欺など、さまざまな差別を受けるのも珍しいことではない。

**さらに、**労働組合は、移民労働者の権利が確実に尊重されるようにするうえで、重要な役割を果たすことに**留意する**。こうした労働組合の役割は、全国および国際レベルの両方で全面的に認識されなければならない。労働組合は、移民労働者間で組織化水準を高めるよう取り組まなければならない。移民労働者を労働組合に組織することは、搾取のリスクを低減し、労働者の力と交渉の立場を補強し、社会的一体性を深め、より公正な社会の構築に貢献する。

平等な待遇がなされ、差別のない労働社会の原則は、ILO のディーセントワークのアジェンダの中核を成し、全ての移民政策の基礎とならなければならないが、これが世界の多くの国で無視されていることを**危惧する**。こうした原則の欠如は、不正と移民労働者の搾取を招き、労働者全体にとっても労働条件を押し下げる条件を生む。これは、移民が財産ではなく脅威と捉えられるということにもつながりやすい。

公共サービスの削減と不安定な経済は、分断の政治に格好の材料を生み出す、そして一部の人間は失業の責めを金融崩壊と公共サービス削減にではなく、移住と移民に負わせる。

われわれは、低賃金と労働条件の悪化、環境の過剰な搾取、福祉水準の低下を通じた競争力の確保を決して認めないと**断言する**。われわれは、開発と公正な分配の実現を可能にし、より多くの国が底辺ではなく上に向かって努力することを支持する。

**また**、人権と労働組合権は普遍的であり、不可分な個別の権利であると**断言する**。宗教または文化で例外を設けることは容認しない。

国際通貨基金（IMF）や世界銀行といった国際組織で労働者の権利を維持する取り組みにおいて、PSIを**支援する**。

一時的または大幅な移住が見られた場合は、加盟組合間の連絡を促し、受け入れ国で可能な限り良い条件を整える**ようにする**。

移民労働者に関する ILO 第 97 号および 143 号条約、ならびに移民労働者とその家族に関する 1990 年の国連条約の批准を求める取り組みを拡大するよう、PSI 加盟組織に**推進する**。

**さらに**、PSI と加盟組合が、搾取、ソーシャル・ダンピングから労働者を守り、労働者の安全衛生を守る国際協定に確実に従うよう**推進する**。

PSI 加盟組合がこれらの労働者を組織する**さらなる**取り組みを行うよう**推進する**。

PSI と加盟組織が、排外主義をはじめ、あらゆる形態の差別と抑圧から職場を解放する取り組みを精力的に行うよう**推進する**。

PSI と加盟組織に対して、排外主義をはじめ、あらゆる形態の差別と抑圧から職場を解放するためにもっと精力的に活動すると共に、極右勢力と闘うために地域コミュニティや労働組合と提携し、キャンペーンを行うこと**も強く呼びかける。**

ILO 労働基準が、国際貿易協定と規制に盛り込まれなければならないことを**要求する**。

**さらに**、労働が期限付きであるかどうかを問わず、労働が行われる国の労働市場を司る法律と団体協約に従って、労働に対価を払うことを**要求する**。職を求めて新たな国に到着する人々は、差別されてはならないが、その国の全員と同じ権利と義務を有する。これは基本原則である。

# 第37号決議) 倫理的な国際的求人

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

PSI は、移民労働者のニーズと権利を支援する効果的なキャンペーンの策定にあたり、グローバルユニオンの間で早い段階から積極的にリーダーを務めてきた。PSI の「移住と女性ヘルスワーカーに関する国際キャンペーン」は、国際移住の動向に影響を与えるプッシュ要因とプル要因について新たに重要な洞察を生み、移民を送り出す国の保健サービスの提供に移住が及ぼす影響の実証に役立った。重要なのは、移民ヘルスワーカーが情報に基づく意思決定ができるよう支援する、国境を越えた組合戦略がキャンペーンで確認された点である。これは労働移動の文脈で労働者と患者の権利擁護を継続する貴重な基盤となる。

移民労働者は法的資格や労働資格が不安定であるため、搾取を受けやすく、組合が事前に擁護と支援を行う必要性が高まる。利益を追求する国際求人業者は、現在の世界市場では事実上何の規制もなく活動している。しかし、批判に値するようなひどい乱用を非倫理的な求人業者から受けている移民労働者はあまりにも多い。

民間の求人・人材派遣業者が、移住の傾向を加速し、公的雇用とサービスの民営化に与してきた。そうした業者は、使用者および移民労働者自身から公共システムから法外な料金を徴収することで、私的利益を絞り出す新たな方法を見出した。

政府が求人業者を効果的に規制していないため、組合は、倫理的国際求人の基準を定め、求人慣行を監視するために、別の経路を模索しなければならない。そのようなモデルの 1 つに、複数利害関係者の交渉を通じて、使用者、求人者、組合、移民自身の意見を盛り込んだ自発的な行動綱領を策定する試みある。取り締まる力は限られるが、そのような綱領は、ベストプラクティスを特定し、監視と説明責任の拡大を通じて行動を強化するために貴重なツールとなりうる。

**したがって、PSI が以下を行うことを決議する。:**

- ヘルスワーカーほか公共サービス労働者の倫理的な国際求人の基準を国家レベルで策定するにあたり、リーダーシップをとること、またこうした基準を監視し、強化するためにあらゆる手段を模索することを加盟組合に**促す**。
- 移民労働者の権利の乱用を暴き、国際求人業界において非倫理的な業者の情報を広める取組みを**支援すること**。
- 移民労働者が積極的に組合を結成し、組合に加入することを**促し**、メンバーが懸念する問題の支援と擁護を行うこと。
- こうした傾向の影響を評価し、効果的な組合政策とアドボカシーの策定をガイドするため、国際移住のパターンと求人慣行を**引き続き**追跡すること。
- 移民労働者をより良く代表・擁護し、全ての国において安定した雇用と質の高い公共サービスの要求を拡大するために、移民を送り出す国と受け入れる国の PSI 加盟組合間で連帯と協力を**推進すること**。

# 第39号決議) スワジランド

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する。:

a) 新たに統一されたスワジランド労働組合会議（TUCOSWA)と、中でも王族の抑圧的な支配にもかかわらず民主化運動を続けてきた PSI 加盟組合がスワジランドの勇気ある重要な民主化運動をリードしてきたこと。
b) 宗教団体、青年・学生・女性グループ、都市および農村部の地域組織など、市民社会組織を団結させる労働組合運動のイニシアチブとして、スワジランド統一民主戦線（SUDF）が出現したこと。
c) スワジ政権が、抑圧以外の方法で民主的勢力に関与することを拒否したこと。また、政権と、私欲で略奪した富への執着をなくそうとしなかったこと。
d) 君主制の問題と、民主的なスワジ国家の性質は、スワジランドの国民自身が解決しなければならない問題であると認識する必要があること。
e) スワジランド国民の大半が、危機に直面し続けていること。70%以上が 1 日 1 ドル（米ドル）以下で生活し、実際にサービスを利用できずに極貧の状態にある一方、王族の長は世界で最も裕福な一人にリストされている。
f) 一般的に、また特にアフリカ連合と SADC において、各国政府は、民主的基準の順守をスワジランドに要求せず、また、抑圧を使ってスワジランドの政治問題を解決することができないことを訴える努力を怠った。
g) スワジランドの国外で、PSI、ITUC アフリカを通じたスワジランド民主化キャンペーンの支援が拡大していること。また、メディアと人々の意識においてスワジランドを取り囲む「沈黙の壁」が突破されていること。

したがって、大会は以下を決議する。:

1. 全加盟組合と社会運動、ならびにすべての民主的勢力に対し、とくに労働組合に触発されたスワジランド統一民主戦線（SUDF）の下で運動を行うスワジランド民主化キャンペーンを通じてスワジランドの民主化運動を支援するよう**訴える**。また、1973 年から現在まで民主的権利が中断されてきたことを記憶に留める 4 月 12 日の年次行動、および 9 月に行われるスワジランドに関する世界行動週間を支援するよう訴える。
2. 民主的アジェンダを主張し、民主的なスワジランドにおける効果的な活動を準備するための能力開発を助けるため、姉妹組合である NAPSAWU と TUCOSWA を**支援する**。
3. 可能な場合は、スワジランド民主化キャンペーンの**支部を作り**、上記の日時に合わせて行動を調整する。
4. PSI がスワジランドの民主主義を次期間の主要キャンペーンとし、各国政府、特にアフリカ連合と SADC において、スワジ政権の非合法化を取り上げていくようにする。

# 第42号決議) パレスチナの連帯：不買・脱資・制裁（BDS）キャンペーンの支持

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する。

a) イスラエルが、衝突軽減を目的とした国連決議を無視または侮辱し続け、武力と土地の占領によって現地のパレスチナ住民の疎外を続けていること。
b) イスラエルが、何度も悪びれずに国際条約に違反しているにもかかわらず、アメリカから武器と開発援助の提供を受け続けていること。
c) イスラエルがアメリカから兵器と政治的支援を受けていることから、世界大会は、危機が終わらないのはイスラエルとパレスチナ双方に同等の責任があるとの見解を拒否すること。ならびに、イスラエルの攻撃的で敵対的な性格と占領が、平和的解決を阻む主な要因であること。
d) イスラエル国内にも、紛争の武力的解決をこれ以上望まない人々による反対が拡大しており、パレスチナ社会でも、少数派行動を拒否し、大規模な民衆キャンペーンを支持する人々が存在すること。
e) 独立した民主的労働組合主義を支持し、戦う労働者を支援するうえで PSI 地域組織が勇気ある重大な役割を果たしたこと。
f) 世界各地において、イスラエルがアパルトヘイト国家であるとの理解が主流となりつつあること。アパルトヘイト国家という特徴と、抑圧される側が帯びる意味合いが理解され、事実を深刻に考察せずにアパルトヘイトを想定しない南アフリカでもこの傾向が主流であること。
g) パレスチナにおける BDS キャンペーンが始動し、過去 2 年間で労働組合を含むさまざまな組織から世界的な支援が広く得られたこと。

さらに、世界大会は以下に留意する。:

h) BDS キャンペーンの主な目的の一つが、イスラエルがパレスチナ人に対して行い、アパルトヘイト国家としての不名誉を与えられた体系的差別に注意を促すことであること。
i) イスラエルとパレスチナの人々についていかなる解決策を講じようとも、パレスチナ人の疎外など、パレスチナ人の差別と操作が広く行われる限り、成功の見込みは低いということ
j) 民主的かつ包括的、無宗派的アプローチだけが、紛争に対して長期的な平和をもたらすことができること。そしてこのことは、法律、軍部、政治、社会、経済、政治的障壁などすべての抑圧的な規定の解体を条件とすること。最低でも以下を伴わなければならない。:
   - イスラエルのパレスチナ市民の基本的権利を全面的な平等をもって認識すること
   - パレスチナ人難民が祖国と財産を取り戻す権利を尊重、保護、奨励すること
   - イスラエルの違法入植とガザ封鎖を即時中止すること

したがって、世界大会は以下を決議する。:

1. BDS キャンペーンを支持し、イスラエル・アパルトヘイト週間を毎年開催するなど、関連活動を支援すること。
2. この点において、自治体および政府の省庁すべてをイスラエルによるアパルトヘイトのない地帯とするキャンペーンなど、PSI 加盟組合の活動を共有すること。
3. PSI 地域事務所（北アフリカおよび中東）、およびイスラエルとパレスチナを含む同地域全体で、代表性を確保した独立した民主的組合を構築する地域事務所の取り組みに、最大限の支援を続けること。
4. 各国政府すべてに対し、イスラエル国家の敵対的性格を認識し、イスラエルがアパルトヘイトのためのインフラを解体し、民主化と国連決議の順守を行う用意ができるまで、同国の隔離を訴えること。
5. 労働組合内部、および政府のフォーラムにおいて、アメリカと他の同盟国によるイスラエルへの武器提供を止めさせる訴えを拡大すること。
6. 反ユダヤ主義、イスラム嫌悪、その他宗派間の感情など、あらゆる形態の差別に引き続き反対し、同地域の危機に対して宗教に関係のない寛容なアプローチをとること。

# 第44号決議)マルビナス諸島

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

国連が政策表明のすべてにおいて、マルビナス、南ジョージア、南サンドウィッチ諸島を含む植民地主義に終止符を打つ願いを表明していること、ならびに植民地が存在し続けるのは普遍的平和の理想と相反することに**留意する。**

アルゼンチンと英国は、多くの国連発表、とくに第 2065 総会決議と続く 9 つの決議で認識されるように、マルビナス、南ジョージア、南サンドウィッチ諸島と周辺海域をめぐって係争中である。

国際連合はアルゼンチンと英国に対し、上記諸国の主権をめぐる論争に平和的解決策を見出す目的のもと、交渉を再開するよう求めた。

アルゼンチン政府は、主権をめぐる論争に対し、交渉を経た平和的で確実な解決策を導く、永久に建設的で前向きな姿勢を見せた。

国連総会決議 31/49 は、国連総会が勧告した交渉プロセスを当該諸島が経験している状況において、一方的な修正の導入を示唆する決断を控えるよう両国に求めた。

英国は、係争中の地域において、天然の再生不可能な天然資源の搾取と生産、軍事演習の実施など、一方的な行動をとってきた。

天然の再生不可能な天然資源の搾取と生産、軍事演習の実施など、係争中の地域において英国が国連総会決議 31/49 に反してとった一方的な行動に懸念を**表明する**。

アルゼンチン政府と英国政府に対し、国連憲章と国連総会決議 1514(XV)l(とくに領土の保全に関する原則）の規定と目的を考慮しながら、およびマルビナス諸島の市民の利益を考慮に入れながら主権をめぐる論争に平和的な解決策を見出すための交渉を遅延なく再開することを**求める**。

# 第45号決議)パナマにおけるノベブグレ先住民の戦い

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

数えきれない世代にわたって守られてきた天然資源と水資源の無差別かつ過剰な搾取を狙う外部の利害者から、生活環境を守るために戦ってきたために、パナマの先住民族の兄弟であるノベブグレ族が 2 度にわたる攻撃を受けたことに対し、パナマの FENASEP が国際的な抗議運動を繰り返しているとの**知らせを受け、**

2012 年 2 月にパナマの警察と精鋭部隊が行った非人道的な弾圧の結果、ノベブグレ先住民族が受けた身体的、心理的攻撃の犠牲者の数を**懸念し、**

リカリド・マルティネリパナマ共和国大統領が、この不要な 2 度目の攻撃を 2 年以内に指令・実施したことを**遺憾に思い、**

**さらに、**パナマが批准した ILO 第 169 号条約の違反を、**議論の余地なく**ここに**再確認する**。この条約は、*先住民が独自の言語を用いる権利だけでなく、土地、領土の権利など他の権利と共に、先住民を集合体として認知される権利*を明確に認識したものであった。

**したがって、第 29 回世界大会は**、度重なる攻撃を行ったパナマ共和国政府を可能な限り強い言葉で**非難し**、先住民の仲間に対して警察が武力を過剰に行使したことをパナマの司法制度で明らかにしたうえで、事件の責任を負う人物を特定し罰することを求める。

**最後に、**29 回世界大会に出席する代議員に対し、この決議案の写しを自国のパナマ共和国大使館に送るよう**訴える**。

# 第 47号決議) 世界的な労働組合の団結

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する。:

a) 厳しい緊縮財政と公共部門および提供される公共サービスの弱体化という今日において、世界中で労働者が直面している困難。
b) 権力者の力をまとめ、協調的行動を社会的便益と組合組織をむしばむに方向に向かわせるネオリベラル主義を追及するために、使用者、金融機関、政府のパートナーが確立した保守的な同盟。
c) 多くの国における組合の分裂の度合い。および、労働者の生活水準を守るために、統合と同盟を構築する必要性。
d) 世界経済危機に対処するため、主に労働者階級と貧困層のニーズに基づき、現在富を支配する人々から断固とした姿勢で権力をシフトし、社会的管理とアカウンタビリティーを確保する、信頼性の高いプログラムを策定する絶対的な必要性。
e) 効果的な連帯行動を通じて世界の労働者階級を擁護する力があり、冷戦の名残のない単一の団結した民主的独立世界労働組合組織を構築する絶対的な必要性。
f) 同部門の組合を団結させ、緊縮財政に対する世界的な代替策に貢献できる補完的な世界労働組合組織を構築する必要性。またネオリベラル政策に対抗する断固たる連帯行動を実施する必要性。
g) 例えばアフリカなど、大陸レベルで、ITUC アフリカ、労働組合団結組織（OATUU）など、団結の試みが実施されている。
h) 世界的労働組合組織と大陸の労働組合組織が無駄に競合し、分裂しており、これにより労働組合の団結が損なわれていること。

したがって世界大会は以下を決議する。:

1. PSI は、ITUC と WFTU の間で対話を推進する第一線に立ち、団結した民主的独立世界労働組合組織を築く可能性を確かめる。

2．PSI 加盟組合には、他の労働組合連盟の加盟組合と国レベルで協力し、統一行動と将来的な団結に関する対話を始めるために公共部門の独立組合と関わっていくよう奨励する。

# 第49号決議案: パレスチナと中東

**（第 40 号決議案、第 41 号決議案、第 43 号決議案および**
**第 40 号決議案に対する第 15 号修正案の統合決議）**

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下を留意する

- PSI は主権を持ち、独立し、民主的で、領土が連続した、生存可能なパレスチナ国家が創立され、安全なイスラエルとの共存が実現しないかぎり、中東の平和と安定に変化は訪れないこと
- 平和のための長期的解決策に不可欠なのは、組織労働者の抵抗である。よって、世界大会は、集団でアクションをとり、結束と平和を築く共通の利益を認識する必要性を強調しながら、引き続き平等の人権と国際法を支持するパレスチナとイスラエル双方の労働者組織の関係を構築することを決議する。
- PSI は国際法に違反する、あらゆる形態の不正を非難するが、ヨルダン川西岸の占領とガザの封鎖、イスラエル人による違法入植地が同地域の不安定と暴力を長期化させていると考える。
- 世界大会は、ガザ孤立を終結させることが、紛争解決に重要な一歩であると信じ、ガザ封鎖を解除し、イスラエルによるヨルダン川西岸の占領を止め、入植を全面的に撤収させることを求める。

さらに、国際法に反してイスラエルが、壁や検問を使い、パレスチナ人の家屋を破壊しながら土地を大規模に併合していることは、西岸の生存権を奪い、独立したパレスチナ国家の潜在能力を損なうための故意の戦略であることに留意する。

したがって、パレスチナ当局とパレスチナ解放機構が、国際連合によるパレスチナ国家の即時認識に名乗りを上げたことについて、パレスチナ労働組合総連盟が国際労働組合運動に対して支援を呼びかけていることを支持する。

**PSI に対し、以下を指示する。:**

- パレスチナ国家の認識を求める PGFTU の呼びかけを支持すること。
- 他のグローバルユニオン・フェデレーションと協力し、占領に加担している企業に対して、占領地である西岸および東エルサレムの違法入植地と工業地帯から経済活動を撤退するよう訴えるキャンペーンを展開する。
- 入植地と工業地帯におけるパレスチナ人労働者の搾取を暴き、中止に向けて取り組む。
- イスラエル政府に影響力と圧力を行使して国連決議案の尊重と順守を約束させ、またパレスチナの土地の不法な占拠と入植、そして天然資源の搾取を止めさせるために可能な限りの手段を講じるよう世界の労働組合運動に呼びかけることを求める。
- 教育機会を提供し効果的な連帯行動を拡大するために、パレスチナそして小地域全体で民主的な労働組合組織の構築を助け、パレスチナ労働組合員と同国の姉妹兄弟間での連絡を促すためのリソースを約束するよう訴える。

加盟組合に以下を求める:

- パレスチナ国家の認識を求める PGFTU の呼びかけを支持し、各国政府に働きかけて同様の支持を求めること。
- 相互尊重と自決、パレスチナ人のための正義、イスラエルの安全保障に基づいて交渉された解決を通じて、長期的な平和を確保することを自国政府と国際社会に建議すること。
- 占領と関連があり、イスラエルの入植と分断壁に関与する企業の投資撤退を求めるキャンペーンを行うことにより、さらに占領地からの生産物の輸出に対するあらゆる免除も

拒否する国際法の適用を強化することによって、イスラエルによるパレスチナ人の領土の占領を止めさせ、分断壁の除去と違法入植の撤去を行うための圧力を高めること。

- 欧州連合加盟国政府に対して、生産物のトレーサビリティ（追跡可能性）に関する欧州法を適用するよう要求すること
- 企業の社会的責任の枠組みの中で、当該企業の従業員と行動を共にして、彼らが違法入植地におけるあらゆる活動や違法入植地に関連するあらゆる活動をやめるようすること
- イスラエルに設立された企業とイスラエル政府に対して、国際労働機関（ILO）の 8 本の中核的条約に従って、しかもリオ＋20 会議の最終決議の結論に明記されている通りに、すべての人のディーセントワークを尊重するよう圧力をかけること

緊急決議

# 日本における公務員労働者の労働基本権の緊急決議

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**
**以下の緊急決議を採択**

私たち日本の公務員労働者が 60 年以上にわたり求めてきた日本の公務員労働者に対する労働基本権、消防職員の団結権について、政府はようやく重い腰をあげ、法案として国会に提出したが、保守勢力の反対により 2012 年 11 月 16 日に廃案となった。

PSI は日本の国会が ILO からの再三にわたる勧告を真摯に受けとめ、早急に法案成立を図るよう強く**要請する**。我々は PSI が状況を監視し、必要な場合には共に行動する。

# マリに関する緊急決議

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**
**以下の緊急決議を採択**

民主主義と人権の尊重のみが人民の長期的発展の過程で価値を示してきたマリにおいて、今世紀になって力を掌握し不正を働いている集団によって、不可分の統一国家であるマリ北部が侵略されたことに**留意し**、

マリ北部の町で、武力侵略の被害者である非武装の住民が武力侵略に反抗しないよう威圧され、強要されていることに**衝撃を受け**、

こうした暴力が、たとえば婚姻せずに共に生活していることを理由に女性に石を投げるなど、社会の最弱者である女性と子供に集中していることを苦痛をもって目撃し、

土着の人々の同意なしに、しかも国防軍は全くの無力のままに、領土が分断され、独立が一方的に宣言されてことに対して、**嫌悪を抱き**、

マリ北部の強奪と全体的状況は、あからさまな人権侵害であり、ILO のあらゆる基本的規則と権利ならびに世界人権宣言を無視するもので、私たちが代表する正義と連帯の実践者にとって容認し得ないものであると**考え**、

マリに平和と統一を取り戻すことを目指す国際社会とアフリカ連合によるあらゆる決定を**支持する**。

マリの全 PSI 加盟組合に対して、マリ北部を解放するためにマリ政府と国際社会がとるあらゆる行動に参加するよう**強く促す**。

この地域のあらゆる反体制派グループに対し、民主主義と人権尊重に基づいて、武器を捨て、交渉の席に戻るよう**緊急に要請する**。

以下のことを**決議する**。

1) マリ北部に平和を取り戻すための調停を要求するすべてのマリの加盟組合に PSI が応じられるようにすること

2) 人民の発展と労働者の幸福をもたらす最優先課題として、PSI がマリにおける民主主義の実現に取り組む加盟組合を確実に支援するようにすること

# コンゴ民主共和国に関する緊急決議

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**
**以下の緊急決議を採択**

この 6 カ月近くの間、コンゴ国民と全世界は、内乱の形を装った隣国からの甚だしい人権侵害の再開をなすすべもなく傍観してきた。

この内乱は、侵略地域の富を支配し、コンゴ国民と国際社会全体の環視の中で白昼強盗を続けようとする隣国の密かな野望の表われであることに**留意し**、

この内乱を後押しする者たちは、自分たちの密かな野望を満たすために、権力に預かりたいという国民の一部の当然の思いを利用して、コンゴに干渉し、不安定化しようとしていることを**考慮し**、

この状況は同国の労働者の生活を悪化し、彼らの生活・労働条件の悪化をもたらし、さらなる人権侵害、特に戦時の女性に対する暴力などへの道を開くことに**留意し**、

同じ国民の中での紛争は対話によって解決できること、そして政府はすでに交渉を誠実に申し出ていることを**強調し**、

反乱者と政府との間ですでに調印された協定が遵守されなかったことが、反乱者の憤りを増加させたことを**考慮し**、

コンゴ政府に対して、国が大混乱に陥るのを避けるために、反乱者とあらゆる政治的指導者並びに市民社会との対話を再開するために可能なあらゆることを行うよう**強く訴える**。

すべての反政府勢力に対して、対話を受け入れるよう求める**緊急アピールを開始する**。

彼らはたとえ闘いに勝利しても、新政府を合法的なものにするには敗者との交渉を余儀なくされるので、彼らの正当な目的を成功させるには対話は不可欠である。

人権擁護者としての PSI は全加盟組合に対して、問題が完全に解決するまでノースキヴの組合 SOLSICO と組合員が彼らの生活条件に耐えられるよう手助けするために、彼らに対する連帯を強化することを**勧告する**。

国連に対して、この攻撃に関与する国々に対してコンゴ国民に対する卑劣な野望を捨てるか、さもなくば自国の加盟組合労働者によって彼らの野望が阻止される事態を招くことになると告げるよう**要請する**。

コンゴの全加盟組合と公共部門組合に対して、この戦争を防ぐために動員することを**勧告する**。

# チュニジアに関する緊急決議

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**
**以下の緊急決議を採択**

チュニジアのいくつかの町で、特にシリアナ県で始まったゼネスト以降に起こった連続的な悲しい出来事と、250 人以上を負傷させ、数名が現在危篤状態にあるような事態を引き起こした警察の武力弾圧があったことを受けて、

そして、同地域の活動家に対する支持と、この政策に対する憤りという文脈の中で、第 29 回 PSI 世界大会の折にダーバンに参集した大会参加者は、

社会正義、不均衡な地域開発の是正、雇用及び労働条件の改善を求めるチュニジア一般労組(UGTT)の闘いに対する支持を**表明する**

社会・政治改革を要求して抗議行動をとった人々に対して加えられた警察の弾圧を**強く非難する**。この振る舞いは、チュニジア市民によって追放された独裁者を思い起こさせるものである。

チュニジア政府に対し、表現と集会の自由の権利を行使したことで拘留された人々を釈放すること、そして対話に基づく社会政治改革とチュニジア社会の全構成員の民生・政治参加の拡大を通じた積極的な民主主主義への移行のために努力することを**強く求める**。

このような状況において、国際公務労連は、

社会的・政治的緊張を軽減し、危機を克服するための好ましい風潮を創ることを目指して UGTT が取り組む全国対話のイニシャティブを**支持する。**

政治的舞台における一部集団の覇権の脅威に対して、民主主義への移行を達成・強化し、逆戻りを防ぐために闘うチュニジア加盟労組の闘いに対する支持を表明するものとして、2013 年 3 月にチュニジアで計画されているグローバル社会フォーラムに、労働組合員が多数、効果的に参加するよう**訴える**。

# ウガンダに関する緊急決議

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**
**以下の緊急決議を採択**

**以下のことを指摘する**

- PSIは、職場や労働組合そしてより広範な政治・社会・経済および文化的状況において、性別、婚姻関係、民族的出自、国籍、障害、性的志向、年齢、宗教に関係なくすべての人が平等の機会を享受する権利を支持する。
- PSIは、いたるどころでレスビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダー（LSBT）労働者の権利を擁護することを約束する。
- PSIは、ウガンダ議会に最近上程され、現在審議中の「同性愛禁止法案」の性質、内容およびそれがおよぼしうる影響に深く困惑している。
- PSIは、この法案が制定されれば、以下のことによって、ウガンダ社会の基本構造に深く揺るがすものと考える。

— すでに攻撃を受けやすく、白い目で見られているこれらの人々の尊厳、プライバシーおよび憲法で保護されているその他の権利を攻撃することによって、彼らの権利が侵害される
— 刑事制裁の脅威によって、同性愛行為が疑われる人々を報告することをすべての人に義務付けることによって、家庭およびコミュニティ生活が妨げられる
— 国際法上の義務を守らないことによって、ウガンダが国際社会から脱退することが求められる
— HIVの予防、治療、ケアおよび支援などの公衆衛生面の介入が損なわれる
— 偏見と嫌悪を助長し、同性愛者に対する有害な暴力的行為を促す

**さらには、**市民社会と然るべき関係者がこの法案の作成に関与してこなかったこと。そしてそれは明らかにウガンダ憲法に違反することを**指摘する、**

**したがって、ウガンダ政府に対してこのほ法律を国会から即刻取り下げる要求する**

**PSI に対して以下のことを指示する**

- 世界中の労働組合運動に対して、LGBT 労働者に対する差別を非難するよう呼びかける
- 世界中の労働組合に対して、この法律を撤回するようウガンダ政府に圧力をかけることをそれぞれの政府に陳情するよう呼びかける
- LGBT 労働者の平等な権利と有意味な社会対話を求めるキャンペーンでウガンダの PSI 加盟組合を支援する

# 2013-2017年度のPSI加盟費の緊急決議：より効果的でより持続可能なPSIに向けて

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下について**留意する**:

大会では、今後 5 年間の PSI 活動の指針を定める意欲的な行動プログラムが**採択された**。PSI は質の高い公共サービスと労働組合権を求める戦いによって、社会正義に寄与していく決意を固めた。この戦いは多角的であり、さまざまな目的への強いコミットメントが欠かせない。現在の世界政治経済情勢を考慮すると、強い国際協力が必要になる。

したがって世界大会は、今後プログラムが効率的に実施されることを**期待している。**

大会は、この難易度の高いプログラムを実施できるようにするためには、より多くの財源が必要であることを**認識している**。書記局はすでに作業手法の改善と現代技術の導入によって、合理化と生産性の向上を達成した。だがこれらの措置にも限界がある。現在の加盟費率はメンバー1 人あたり€0.895 で、グローバルユニオン全体でも最低であり、2008 年以降値上げがなかった。

よって 2012 年 11 月 27～30 日に南アフリカのダーバンで開催される第 29 回国際公務労連世界大会は、世界執行委員会の以下の勧告を**採択する**。

- 最初の会合で 2013 年の加盟費率を決定する
- それに応じて 2013 年の EB 会合で 2013 年度予算を承認する
- 毎年の EB 会合で 2014 年、2015 年、2016 年、および 2017 年の加盟費率を決定する

同決議は大会で採択されなかったが次期 **2013** 年の **EB** に付託される

# 第28号決議案) PSIと国際連帯の強化

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

以下に留意する:

a) 世界金融危機が公共部門労働者、および彼らが提供するサービスに与えた影響、ならびに公共部門労働者全体の法的権利と団結権に対する攻撃に、PSI が効果的に対応できることを保証する必要がある。
b) 世界的には、不安定経済で現在厳しい緊縮財政と貧困層のさらなる困窮化が中心となる措置が実施されているが、これに対し、民衆的かつ実践的な代替策を策定する必要がある。
c) 連帯の重要性を全国的および国際的に再確認する必要がある。その過程において、われわれが互いに提供する連帯の条件を再考し、連帯行動をより効果的にし、国内および国境を越えて民衆の支援を得るにはどうすべきかを議論する。
d) 攻撃を受ける公共サービスを救う PSI のキャンペーンにおいて、公共部門の内外で労働者全員の支援を意識的に求める必要がある。
e) 最も効果的な行動を呼びかけ、世界の南北で存在する状況に留意し、メンバーを大衆行動に呼び集めることができる明確で有意義な要求を提示するキャンペーンアプローチを策定する必要がある。
f) 貧しいコミュニティーとつながりを作る方法、緊縮財政と民営化に基づく政府の提案に効果的に対処する方法など、PSI 加盟組合のキャンペーン能力養成を助ける必要がある。
g) 国内および国際的に、連帯活動を強化し、プロジェクトを支援するネットワークづくりを支援する必要がある。
h) PSI 加盟組合の内部に民主主義がないために、組合運動を強化する効果的なキャンペーンを動員、構築する能力が制限される状況に対処する必要がある。
i) シンクタンクや、課題と対応を模索し、PSI と加盟組合の構築のために創造的で持続可能な戦略を見出すイニシアチブを通じて、地域レベルで取り組みが実施されてきた。

したがって世界大会は以下を決議する。:

1. いかにベストプラクティスを土台として国および国際的な連帯活動を高めることができるかを議論するにあたり、参考となる資料の作成に向けて、PSI の連帯活動に関する国際的なレビューを直ちに開始する。
2. 連帯行動の推進を助ける利用可能で意欲的な情報の配布を高めることに全力を投じ、形式主義でお決まりの、しばしば効果がうすいアプローチから脱却を図る。その中で、労働者階級の団結には連帯が前提であり、部門の制限を受けるべきではないこと、または具体的なイデオロギー的指向に左右されるべきではないことを確かめる。
3. 各加盟組合が、自身の「民主的監査」を実施するための適切な「ツール」を策定する。また、国レベルで PSI 機構を開発し、メンバーの関与と一体性を強化し、ジェンダーに積極的で、アカウンタビリティーと透明性を確保し、よって言行一致を主張できるようにする最も効果的な手段を確認する助けとする。
4. 緊縮財政およびネオリベラル派に刺激を受けた資本危機への対応を前に、質の高い公共サービスのためのビジョンと実践的な提案を策定する PSI の力を強化する。これらは、少なくとも労働者の力を高める再配分、国の介入、透明性、反汚職といった進歩的政策に基づく代替案を構成するべきである。
5. 自立を基盤に確立し、現行の連帯の機会を強化する加盟組合の密接な協力を国内外で展開するネットワークを奨励する。
6. 効果的な連帯行動の全国および国際的な監視と調整を助けるため、NCC が連帯オフィサーを任命できるかどうかを模索する。

# 第46号決議案) 国際公務労連におけるG・カンダサミー国際労働組合賞の授与と慣行化

**第 29 回国際公務労連（PSI）世界大会**
**2012 年 11 月 27 日－30 日、南アフリカ・ダーバン**

アジア太平洋地域における PSI の成長と発展に対する G・カンダサミー氏の並外れたリーダーシップと価値ある貢献を**認識し**、

PSI のビジョン、価値、目標に対する彼の献身と専心、アジア太平洋基金を立ち上げ前例のないイニシアチブを発揮したこと、PSI 運営の分権化を推し進めたこと、現在 APREC として知られる当時のアジア太平洋地域諮問委員会（APRAC）の議長を務めるまで地域組織の長年のメンバーとして目覚ましい業務を行ってきたことに**感謝し**、

シンガポールにおける AUPE 書記長としての、また労働運動全体における彼の偉業と闘いが、PSI メンバーとリーダー、とくにアジア太平洋地域の若年労働者に、インスピレーションとモチベーションの源として知られる必要があることに**言及し**、

遅ればせながら G・カンダサミー氏の思い出、人生、達成、リーダーシップに**追悼を表し**、

PSI において、G・カンダサミー国際労働組合賞（GK ITUA）を捧げ、慣行化することで彼を**称える**ことが適切な方法であると考え、

アジア太平洋地域において、2017 年に始まる PSI の大会期間の 5 年ごとに、アジア太平洋地域のふさわしい PSI 労働組合メンバーに送られる同賞の基準、構造、調査、選抜、管理を担当する GK ITUC 理事会を**創設し**、

アジア太平洋基金の一部を、GK ITUA 賞を支援するための資金源および準備金に**割り当て**、

PSI は同賞を設定し、世界執行委員会がこれをフォローアップし実施するよう指示することを**求める。**

## 大会前に却下された決議案

**第27号決議案）組合開発と世界連帯**

**第38号決議案)** 世界枠組み協定

## 大会で取り下げられた決議案

**第40号決議案)** パレスチナと中東
**(取り下げて、統合決議案第49号に代える)**

**第41号決議案)** パレスチナ
**(取り下げて、統合決議案第49号に代える)**

**第43号決議案)** パレスチナ
**(取り下げて、統合決議案第49号に代える)**

## 大会で採択されなかった決議案

**第48号決議案)** 年間加盟組合費

国際公務労連（PSI）は世界 150 カ国の 2000 万人の公共サービス労働者を代表する国際的な労働組合連合組織である。PSI は人権を擁護し、社会正義を提唱し、万人が利用できる質の高い公共サービスを促進しており、国連機関と協力し、労働団体や市民社会団体などの諸団体と提携して活動している。

2013年4月2日